#### 第40回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員会議

#### 事 項 書

令和3年6月29日(火) 15時00分~15時20分 3階 プレゼンテーションルーム

- 1 新型コロナウイルス感染症の県内発生状況等について
- 2「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』ver. 12」 について
- 3 新型コロナウイルス感染症県内第4波について
- 4 各部からの報告事項
- 5 知事指示事項

(会議終了後) 県民への呼びかけ

### 第40回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議(6月29日)座席表

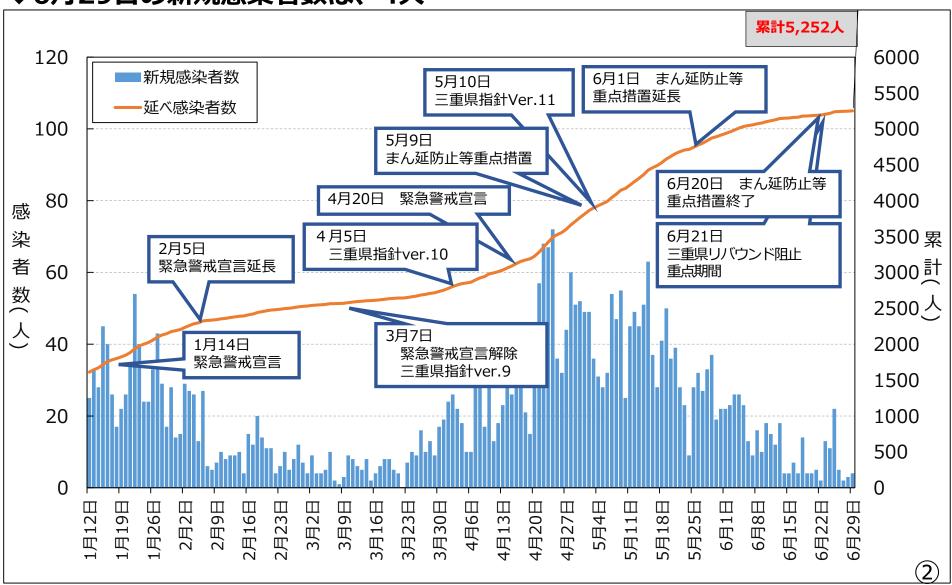
	防災	≨対策部長 ○	
	医療保健部長 〇 /		
廃棄物対策局長 〇	医療保健部理事	○総務部長	
国体・全国障害者 〇 スポーツ大会局長	戦略企画部長○	○ 危機管理統括監 事	
南部地域 〇活性化局長	子ども・福祉部長○	● 服部副知事	
観光局長 〇	環境生活部長〇	○ 知事	
	地域連携部長〇		
企業庁長 〇	農林水産部部長〇	○ 廣田副知事	
病院事業庁長〇	雇用経済部長 〇	○ 警察本部 警備第二課長	
四日市港	_	〇 教育長	
管理組合 〇 経営企画部長	県土整備部長 〇		
四日市市 危機管理室長 〇	県土整備部理事〇	○ デジタル社会推進局長	
			出入口
			T

資料1

# 新型コロナウイルス感染症の 県内発生状況等について

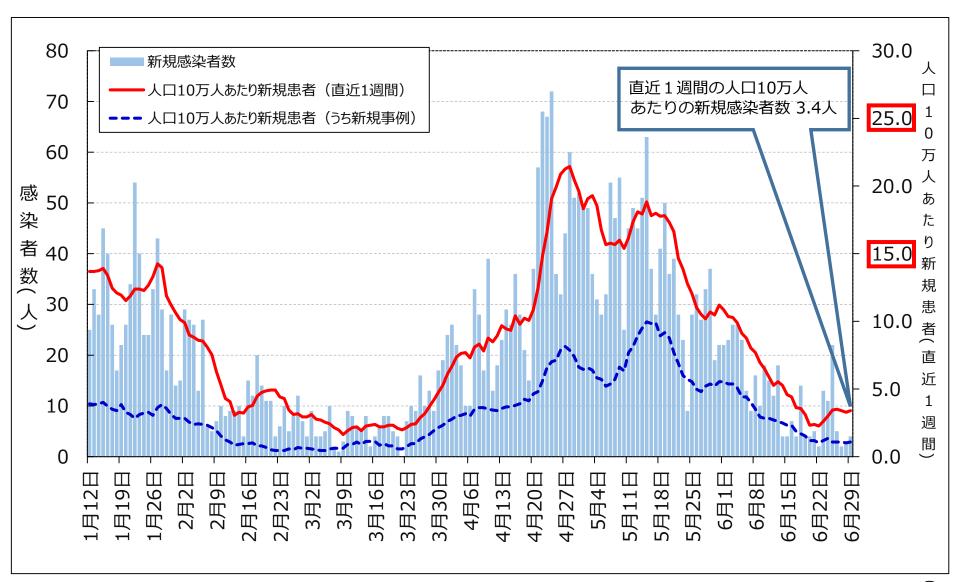
# 県内患者発生状況(n=5,252、R3.6.29時点)

- ◆新規感染者数は、5月中旬以降減少傾向
- ◆6月29日の新規感染者数は、4人

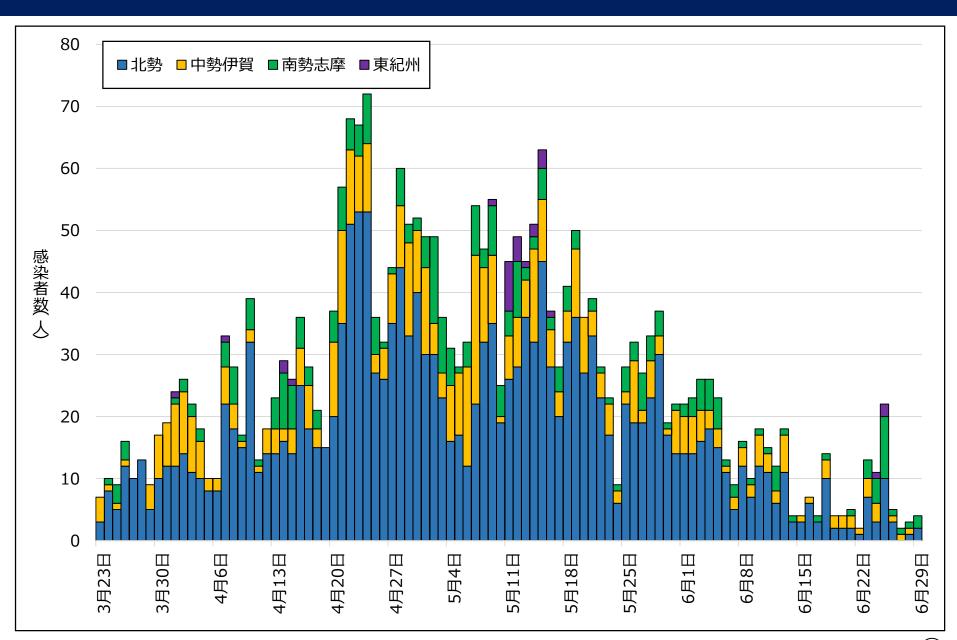


# 県内患者発生状況(n=5,252、R3.6.29時点)

◆直近1週間の人口10万人あたりの新規感染者は、3.4人で減少傾向



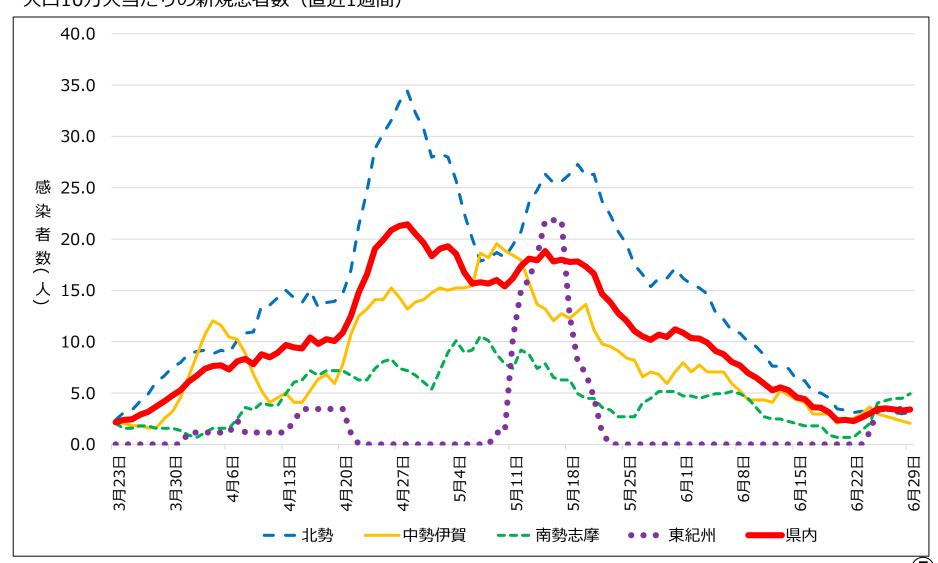
# 医療圈別患者発生状況(R3.6.29時点)



# 医療圈別患者発生状況(R3.6.29時点)

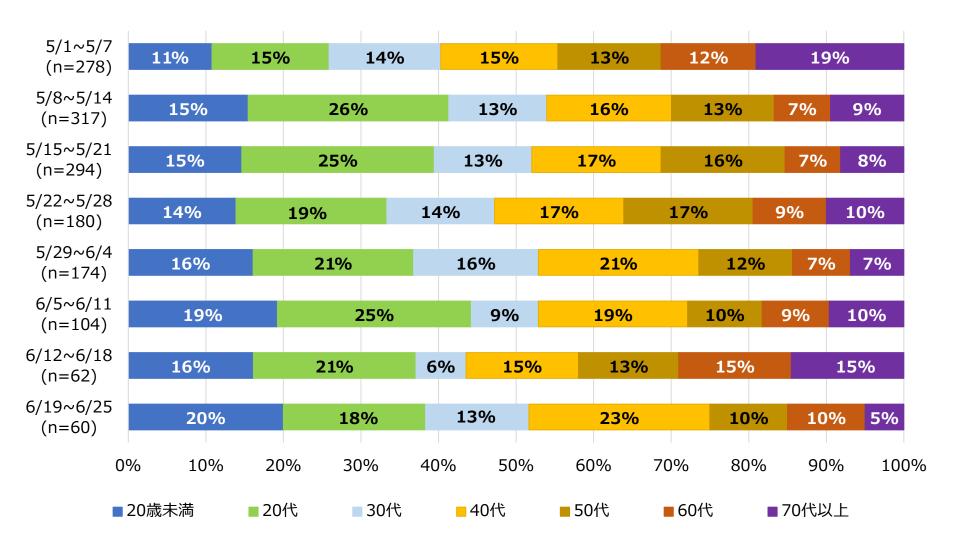
◆医療圏別患者発生数は5月中旬以降減少傾向、直近週では全地域で5人を下回る

人口10万人当たりの新規患者数(直近1週間)



<u>5</u>

### ◆特定の年代に偏らず、幅広い年齢層で発生

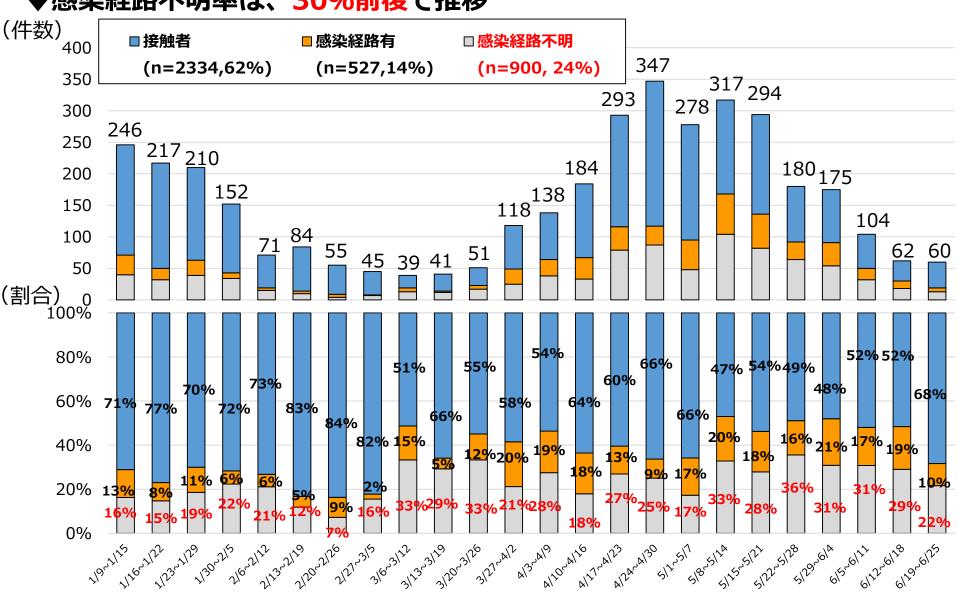


# 感染経路等に関する状況(週別内訳)

集計期間:1/9~6/25(n=3,761)

※直近24週

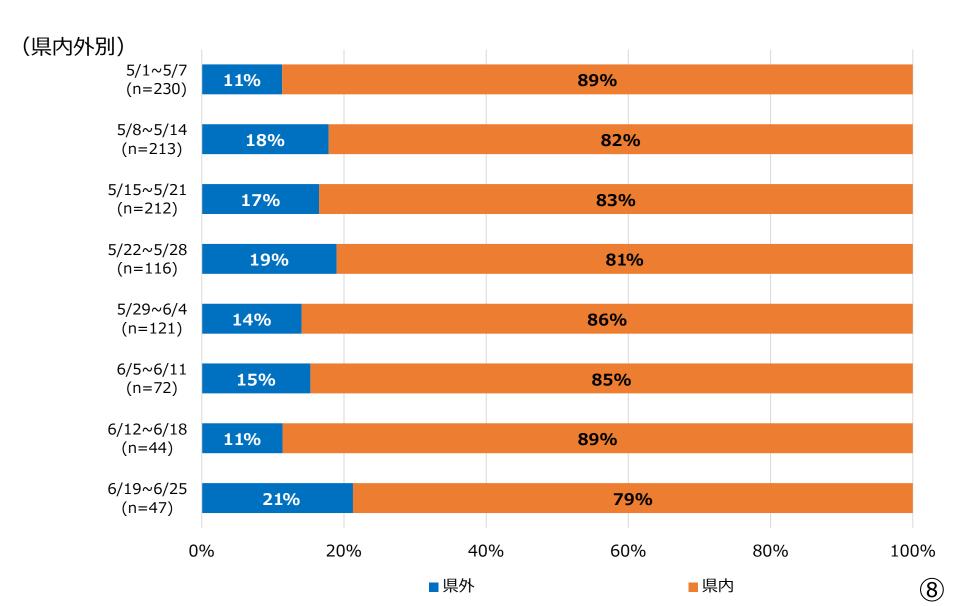
### ◆感染経路不明率は、30%前後で推移



# 感染経路の詳細(経路不明を除く)

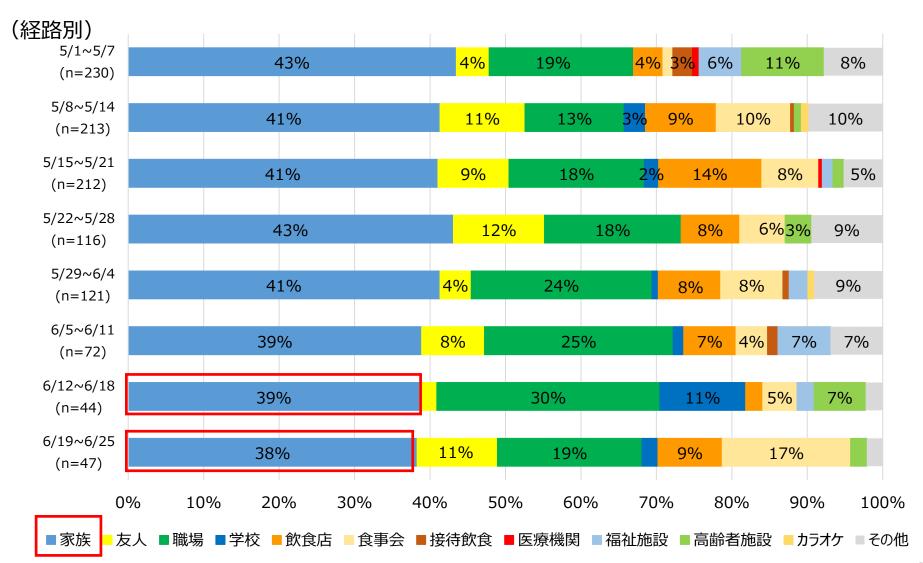
集計期間:5/1~6/25(n=1,055)

### **◆県外由来の割合は、5月以降15%前後で推移、直近週では増加**

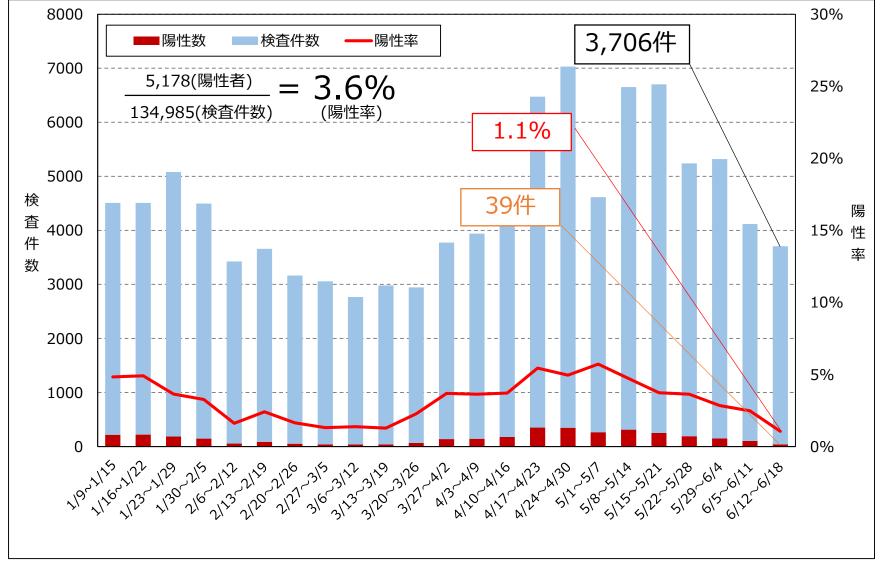


# 感染経路の詳細(経路不明を除く)<sub>集計期間:5/1~6/25(n=1,055)</sub>

### ◆家庭内感染が約4割を占める状況が継続

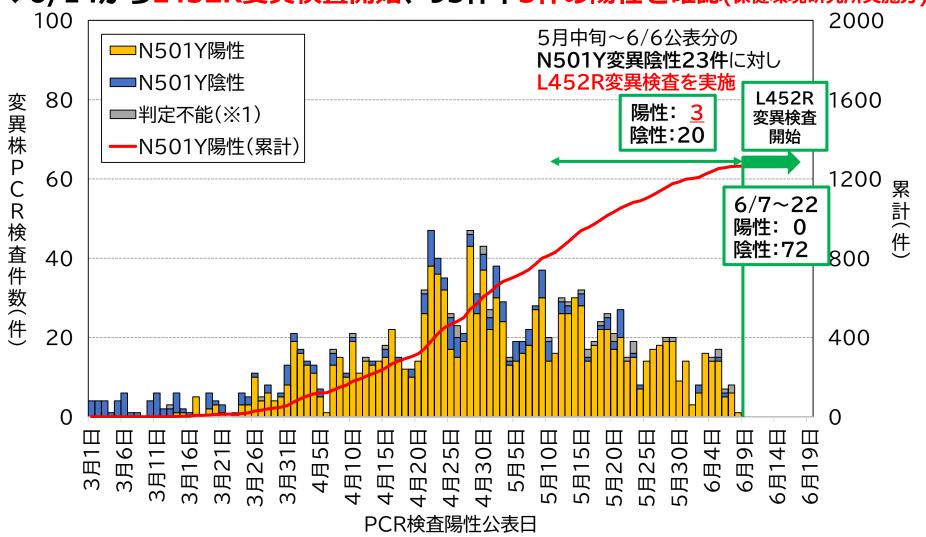


## ◆直近週のPCR等検査は3,706件実施、陽性率は1.1 %

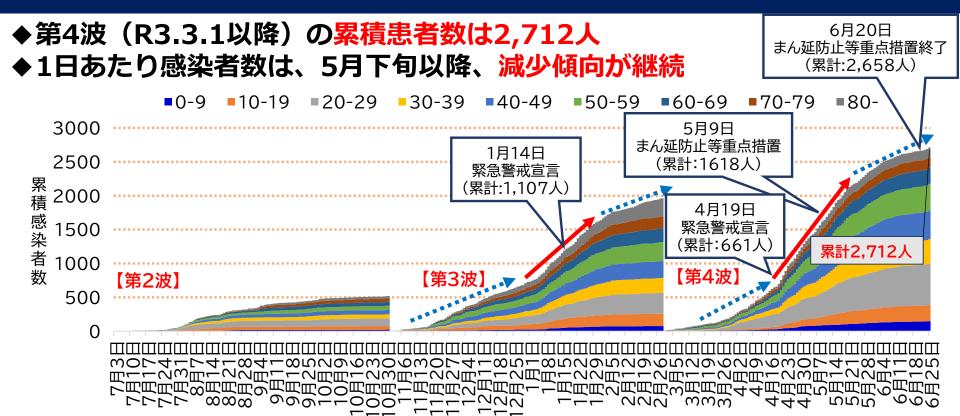


# 変異株PCR検査実施状況(R3.6.25時点)

- ◆N501Y変異検査陽性は、6月上旬までに1,263件確認
- ◆6/14からL452R変異検査開始、95件中3件の陽性を確認(保健環境研究所実施分)



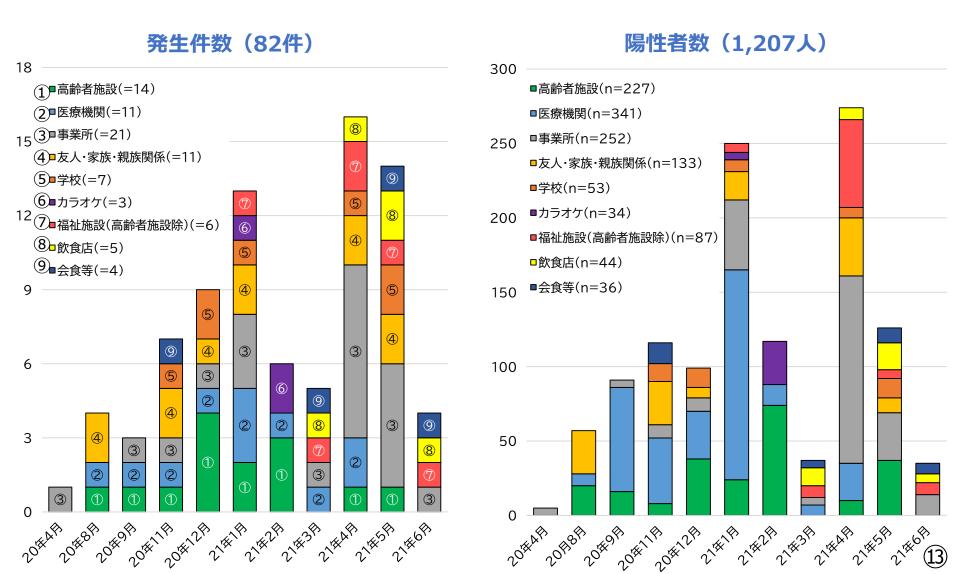
# 期間別累積感染者数推移(R3.6.25時点)



累積感者数	期間	日数	1日あたり 感染者数	期	間	日数	1日あたり 感染者数	期	間	日数	1日あたり感 染者数
0-500	7/1-10/16	107日	4.7人/日	11/1-12	2/14	43日	11.6人/日	3/1-4	/13	43日	11.6人/日
501-1,000	累計(7/	1-10/31):	<u>519人</u>	12/15-	1/11	28日	17.9人/日	4/14-	4/26	13日	38.5人/日
1,001-1,500				1/12-1	/27	16日	31.3人/日	4/27-	5/7	11日	45.5人/日
1,501-2,000				累計	†(11/1	-2/28): <u>1</u>	<u>,963人</u>	5/8-5	/18	11日	45.5人/日
2,001-2,500								5/19-	6/5	18日	27.8人/日
2,501-								<参孝	<b>美&gt;6/1</b>	9-6/25.	·· <u>9.0人/日</u>

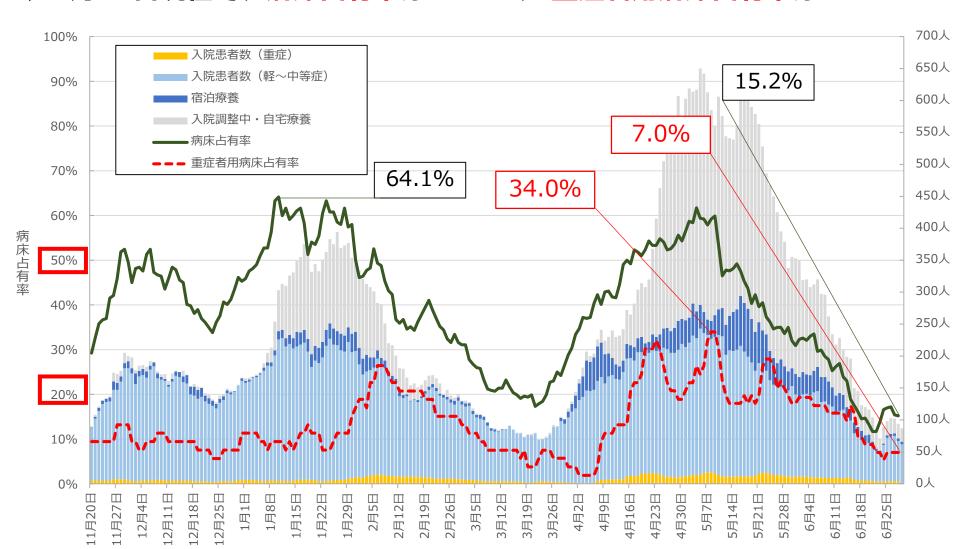
# クラスター発生状況(R3.6.25時点)

◆クラスター発生状況は、6月に4件(事業所1件、福祉施設1件、飲食店1件、 会食等1件)



# 入院等の状況(R3.6.29時点)

◆ 6月29日現在で、病床占有率は15.2%、 重症者用病床占有率は7.0%



# 県モニタリング指標及び政府指標の状況

			医療提供体質	制等の負荷	監視 体制		感染の状況		
		1)	病床のひっ迫具	合					
		入院医療		うち重症者用 病床	②人口10万人 あたりの療養	3PCK	④直近1週 間の人口10 万人あたり	⑤直近1週間 と先週1週の	⑥感染経路
		確保病床の 使用率	入院率	確保病床の 使用率	者数	陽性举	の新規感染者数	比較	不明割合
県指標	注意レベル	20%~	-	-	-	_	4人~	1.0倍	20%
標	警戒レベル	30%~	-	-	-	_	8人~	1.0倍	30%
政府指標	ステージⅢ の指標	20%~	~40%	20%~	20人~	5%	15人~	1.0倍	50%
指標	ステージIV の指標	50%~	~25%	50%~	30人~	10%	25人~	1.0倍	50%

(三重県の状況)

(— <del>=</del> /(°/////	U/							
6/29時点	15.2%	76.7%	7.0%	3.95人	PCR等陽性率 <b>1.1%</b> (6/12~ 6/18)	3.39人	1.50倍	<b>19.3%</b> (6/22~ 6/28速報値)

ステージ I …感染症の散発的発生及び医療提供体制に特段の支障がない段階(指標及び目安なし)

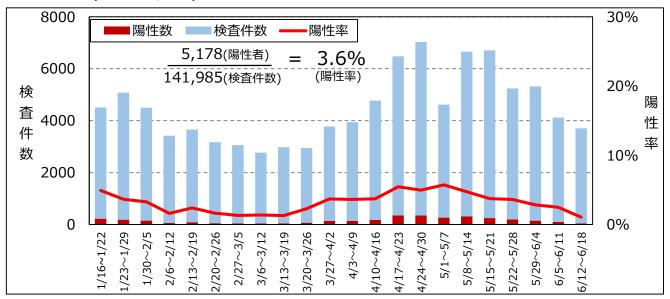
ステージ I …感染症の暫増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階(指標及び目安なし)

ステージⅢ…感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階

ステージIV…爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階

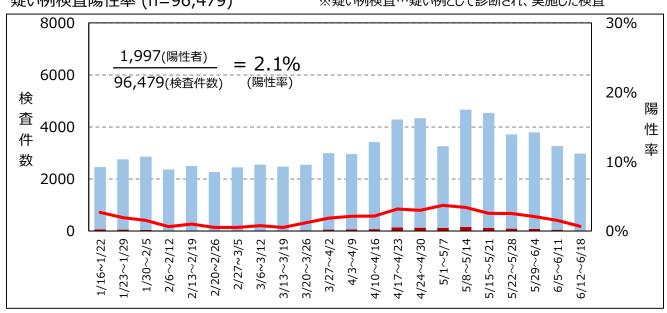
全体陽性率 (n= 141,985)

※陰性確認のための検査を除く



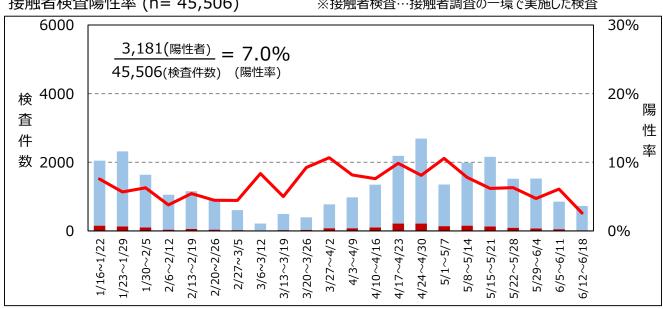
疑い例検査陽性率 (n=96,479)

※疑い例検査…疑い例として診断され、実施した検査



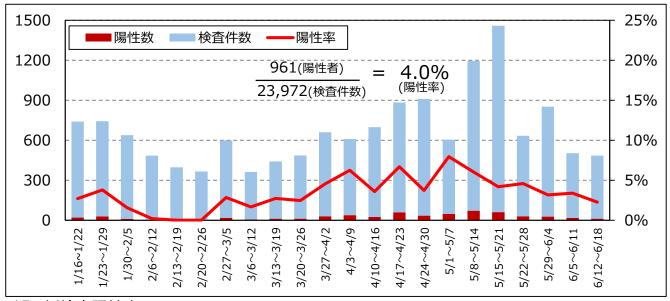
接触者検査陽性率 (n= 45,506)

※接触者検査…接触者調査の一環で実施した検査

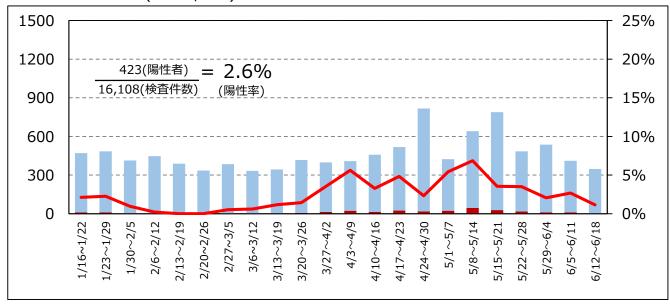


## 桑名保健所管内検査件数・陽性率 (n=23,972)

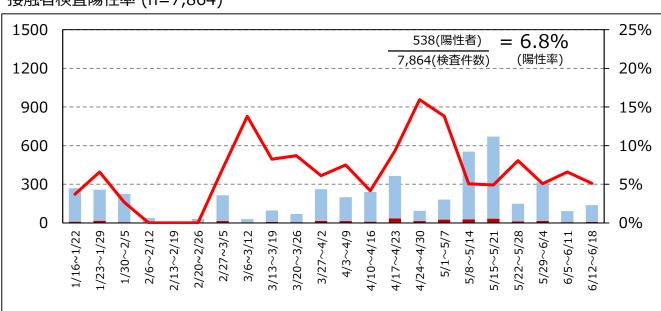
全体陽性率(n=23,972)



#### 疑い例検査陽性率 (n=16,108)

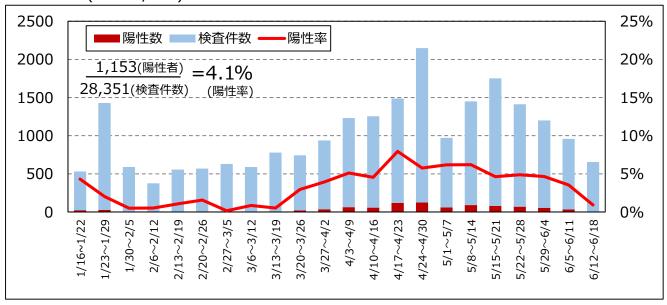


#### 接触者検査陽性率 (n=7,864)

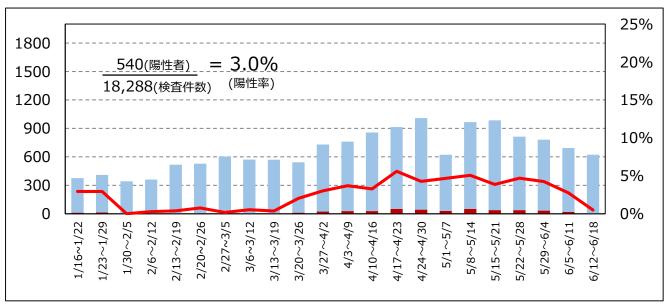


# 四日市市保健所管内検査件数・陽性率 (n=28,351)

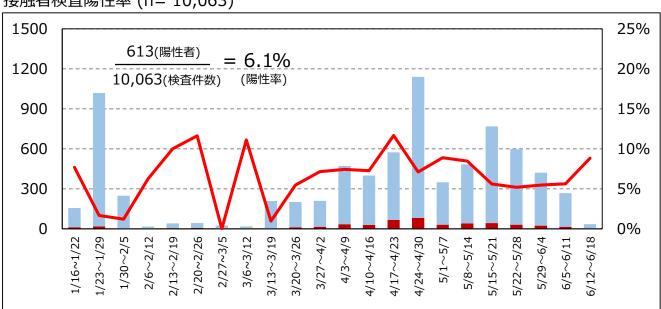
全体陽性率 (n= 28,351)



疑い例検査陽性率 (n= 18,288)

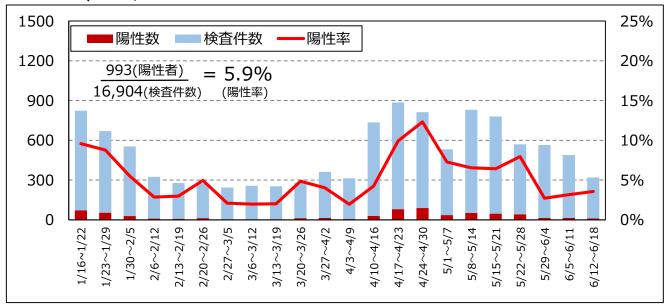


#### 接触者検査陽性率 (n= 10,063)

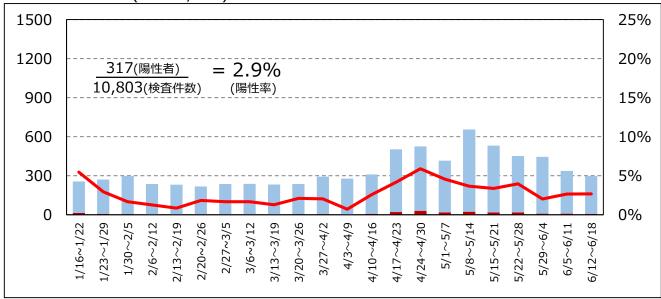


### 鈴鹿保健所管内検査件数・陽性率 (n=16,904)

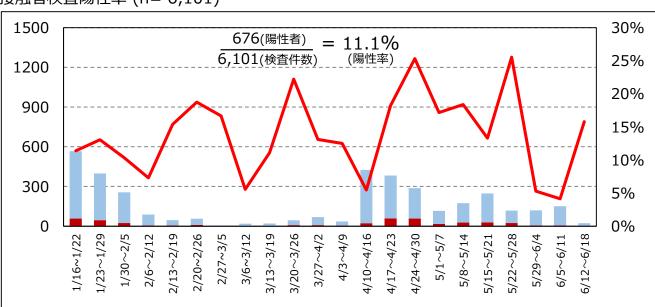
#### 全体陽性率(n=16,904)



#### 疑い例検査陽性率 (n= 10,803)

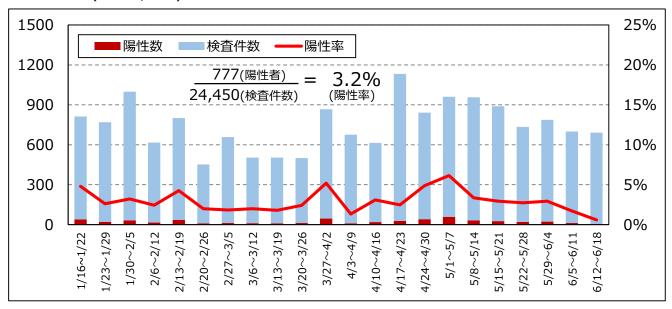


#### 接触者検査陽性率 (n= 6,101)

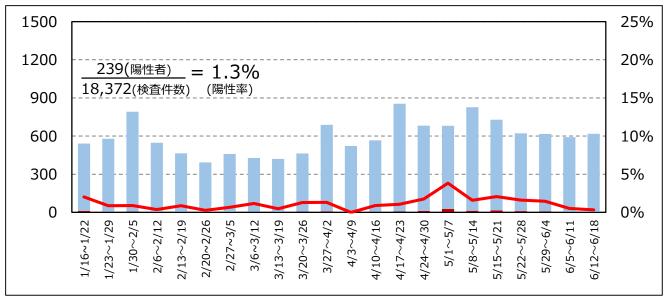


## 津保健所管内検査件数・陽性率(n=24,450)

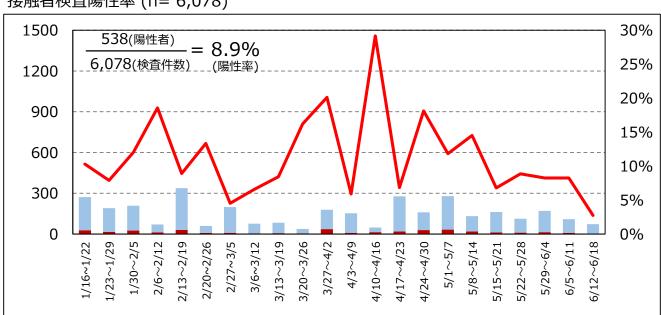
#### 全体陽性率(n=24,450)



#### 疑い例検査陽性率 (n= 18,372)

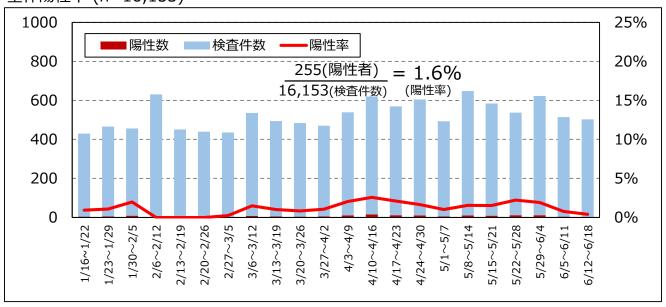


#### 接触者検査陽性率 (n= 6,078)

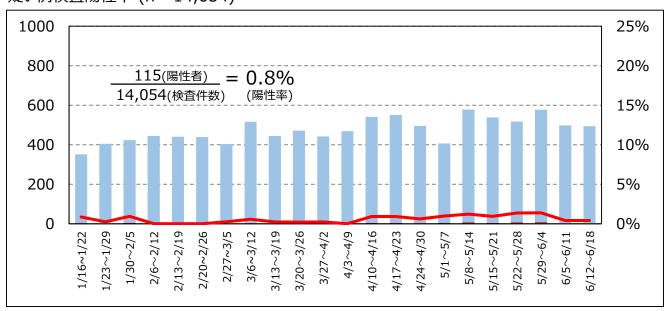


## 松阪保健所管内検査件数・陽性率(n=16,153)

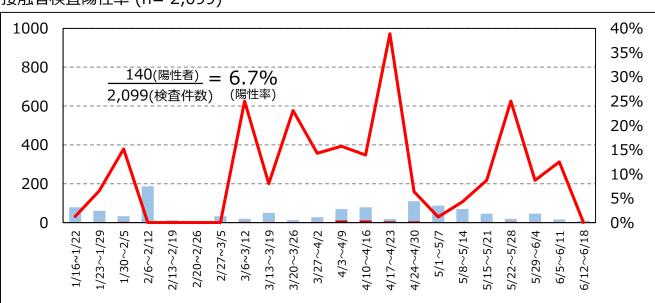
全体陽性率 (n=16,153)



#### 疑い例検査陽性率 (n= 14,054)

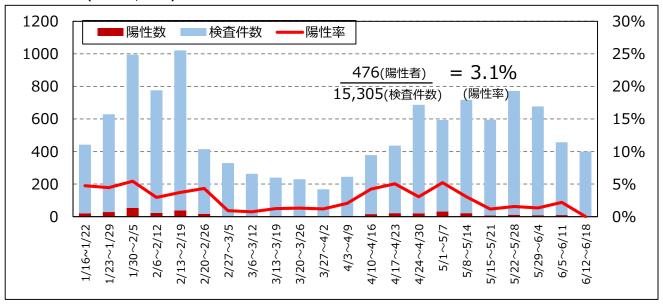


#### 接触者検査陽性率 (n= 2,099)

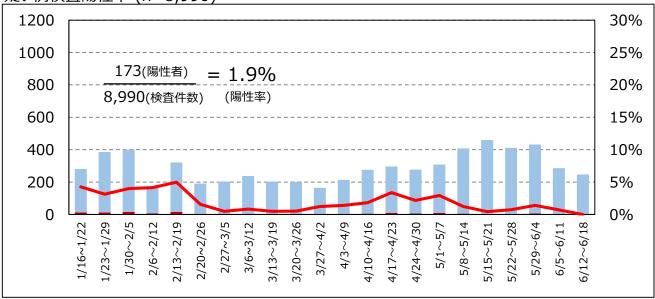


## 伊勢保健所管内検査件数・陽性率(n=15,305)

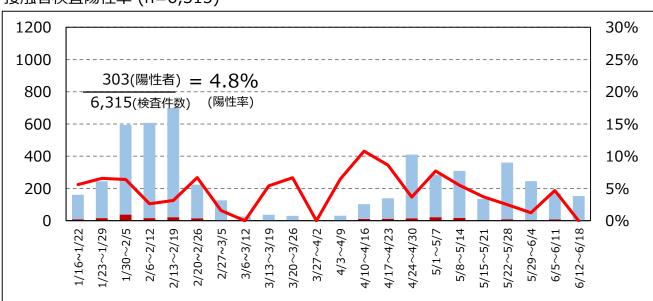
#### 全体陽性率(n=15,305)



#### 疑い例検査陽性率 (n=8,990)

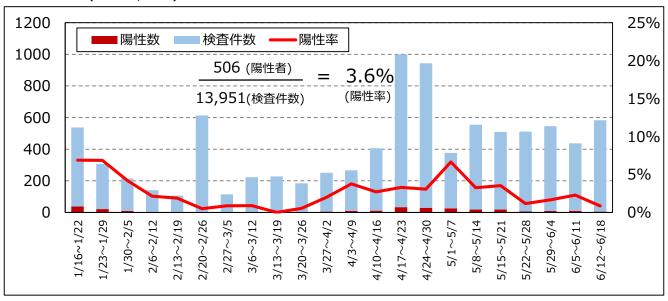


#### 接触者検査陽性率 (n=6,315)

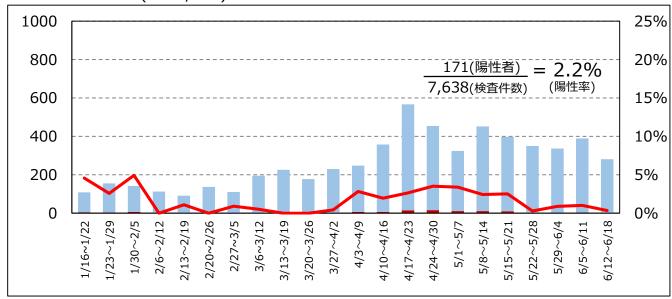


## 伊賀保健所管内検査件数・陽性率(n=13,951)

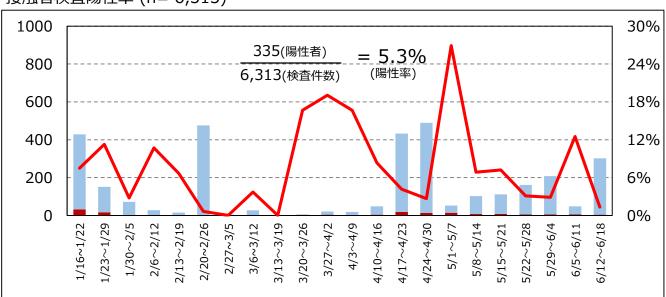
#### 全体陽性率(n=13,951)



#### 疑い例検査陽性率 (n= 7,638)

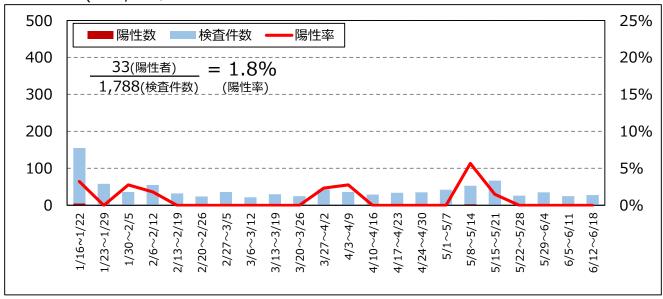


#### 接触者検査陽性率 (n= 6,313)

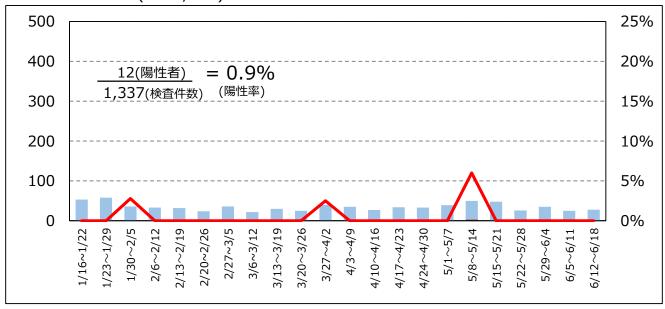


## 尾鷲保健所管内検査件数・陽性率(n=1,788)

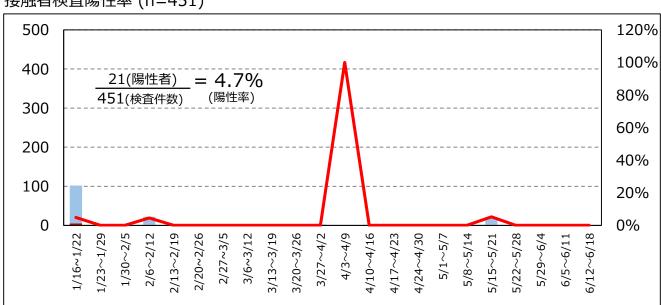
#### 全体陽性率 (n=1,788)



#### 疑い例検査陽性率 (n= 1,337)

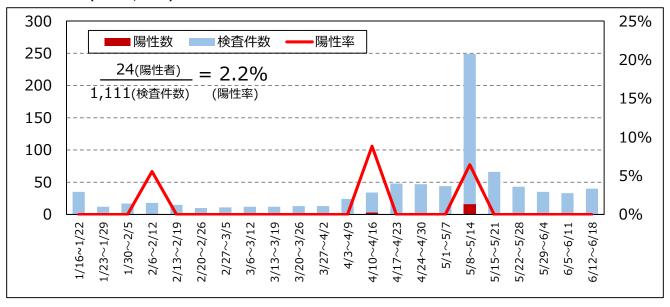


#### 接触者検査陽性率 (n=451)

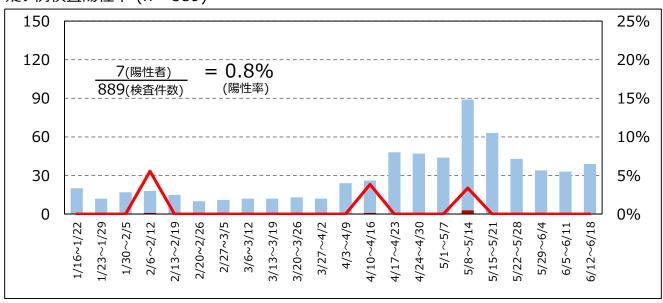


## 熊野保健所管内検査件数・陽性率(n=1,111)

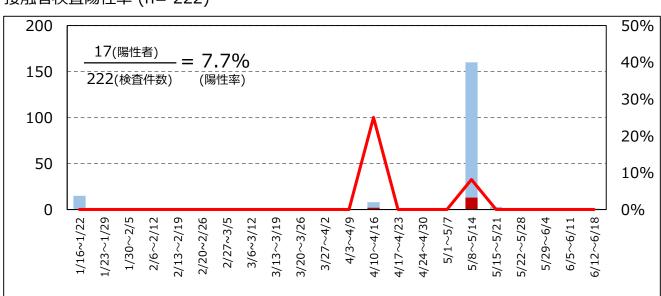
#### 全体陽性率(n=1,111)



#### 疑い例検査陽性率 (n=889)



#### 接触者検査陽性率 (n= 222)



# 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた 『三重県指針』ver. | 2

~県民の皆様へ 命と健康を守るために~

令和3年6月29日 (令和3年7月1日から適用)

三重県

#### はじめに

6月以降、感染状況は大きく改善し、5月9日から適用されていたまん延防止等重点措置が6月20日で終了しましたが、これまでの経験をふまえ感染の減少期においてしっかりと抑え込んでおくことが重要であることから、6月21日から6月30日までを、「三重県リバウンド阻止重点期間」として、ご協力をお願いしてまいりました。

感染状況を示す指標について、6月以降改善傾向が続き、「三重県リバウンド阻止重点期間」を決定した6月18日時点で病床占有率をはじめ全ての指標が政府分科会の示すステージⅡ相当以下となっていました。その後、「三重県リバウンドアラート」として設定した「新規感染者数が2日続けて17人以上」に近づくこともあったものの、病床占有率、重症者用病床占有率、人口10万人あたり新規感染者数など主な指標は更に改善しています。また、飲食店への営業時間短縮要請を行っている四日市市についても、新規感染者数は大幅に減少するなど、感染状況は改善しています。こうしたことから感染状況の改善傾向は継続していると判断し、「三重県リバウンド阻止重点期間」は当初の期限どおり6月30日で終了します。

4月20日に「三重県緊急警戒宣言」を発出した後、2か月を超える長期にわたり、県民の皆様、事業者の皆様には苦しい状況の中、要請に応じていただくとともに、それぞれがしっかりと対策をとっていただいた結果として、感染状況は大幅に改善いたしました。県民の皆様、事業者の皆様には、心より感謝を申し上げます。

3月から続いた第4波においては、感染拡大初期に感染者の急増と併せて、重症者も急増するというこれまでにない傾向がみられました。アルファ株への置き換わりにより、「三密」だけではなく、「一密」「二密」であっても避けていただくなど警戒を呼び掛けてまいりました。さらに感染力が強いと考えられるデルタ株など新たな変異株も増加する中、今後はこれまでとは異なる対応を迫られることも考えられます。

しかし、それぞれが行うべき感染防止対策はこれまでとは変わりません。一人ひとりが、マスクの着用、人との距離の確保、手洗い、手指消毒、部屋の換気などを改めてしっかりと徹底いただくことが、感染者数を増加させないことへつながります。感染者数を増加させないことは、医療提供体制への負荷の軽減へとつながり、新型コロナウイルスへの最大の対策であるワクチン接種を更に進めていくことにつながります。

感染状況の改善に伴い、「三重県リバウンド阻止重点期間」は終了するものの、次の波を起こさない、起きたとしても短く、小さく抑えていくための取組が必要となります。そのため、「三重県指針」を改定し、県民の皆様、事業者の皆様に今、一緒に取り組んでいただきたい事項をとりまとめました。

これから、梅雨が明け、本格的な夏となり、夏休みや帰省など多くの人が移動する季節となります。昨年7月から8月にかけての第2波においては、若い世代の方や県外由来の感染事例が増加し、その後、家庭内で感染が拡大、幅広い年代の方への感染へとつながりました。こうした経験もふまえ、今年こそは感染拡大を防ぎ、楽しい夏を迎えられるよう、オール三重で感染防止対策に取り組んでいく必要があります。県としても、引き続き、ワクチン接種、検査体制の充実、影響を受けている事業者の皆様への支援をはじめ対策に取り組んでまいりますので、県民の皆様も一緒に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

令 和 3年 6月 29日 三重県知事 鈴木 英敬

#### 1. 県民の皆様へ

- (1) 感染防止対策の基本的な考え方
  - 〇皆様ご自身、大切な家族や友人の"命と健康"を守るためには、まずは感染予防を 行ったうえで"持ち込まないこと""広げないこと"が大切です。
  - ○<u>感染力が強いとされる変異株が次々と確認される中、</u>密閉、密集、密接の重なる「三つの『密』」の場面だけでなく、密閉空間・密集場所・密接場面<u>のいずれか1つでも当てはまる場面は回避するとともに</u>、人と人との一定の距離を確保(2m程度)することが重要です。
  - ○新型コロナウイルスの一般的な感染経路の中心は、飛沫感染と接触感染であると考えられていることから、<u>マスクの着用</u>、咳エチケットや石けんによる手洗い、手指消毒用アルコールによる消毒などの基本的な感染防止対策を徹底していただくとともに、十分な睡眠など体調管理が必要です。
  - 〇温度、湿度等適切な室内環境を維持しつつ、十分な換気(窓を常時少し開けておく、 使用していない部屋の窓を大きく開けるなど)が必要です。
  - <u>○なお、夏季においては、屋外で気温が高い場合は、人との間隔を2m以上とりマスクを外す、屋内ではエアコンを使用しながら窓開放や換気扇の使用による換気を行うなど、熱中症に注意をお願いします。</u>

#### (2)『新しい生活様式』の定着と感染防止対策の徹底

- ○「人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空ける」、「会話をする際は、可能な限り真正面を避ける」、「買い物は、1人又は少人数ですいた時間に」などの『新しい生活様式』(参考資料1)を取り入れ、感染症に強い生活様式を定着させてください。
- ○家庭内で感染が広がると、職場や学校へとさらに感染が広がる可能性があります。 家庭内に「持ち込まない」ために外出時は「密」を避け人との距離を確保する、家 庭内で「広げない」ために帰宅後にまず手を洗うなど、基本的な感染防止対策の徹 底をお願いします。
- 〇特に高齢者や基礎疾患をお持ちの方は、感染防止対策の徹底をお願いします。また、 家庭内であっても高齢者や基礎疾患をお持ちの方と会う際は、感染を広げないため に、マスクの着用など感染防止対策をお願いします。
- ○県内でも『感染リスクが高まる「5つの場面」』に該当する環境において、感染が広がった事例が多数あります。特に、「大人数や長時間におよぶ飲食」といった場面は感染のリスクが高まりますので、参加を避けてください。また、少人数、短時間の飲食であっても、特に飛沫感染に注意するなど、感染防止対策を徹底してください。(参考資料2 『感染リスクが高まる「5つの場面」』参照)

【特措法第24条第9項に基づく協力要請】1

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項に基づく協力要請のことを指します。 なお、特段の記載のない事項については、三重県感染症対策条例第 11 条第 1 項に基づき協力を お願いするものです。(「2. 県外の皆様へ」を除く)

- ○飲食の際には、「なるべく普段一緒にいる人と行う」、「深酒・はしご酒などはひかえ、適度な酒量とする」、「箸やコップは使いまわさない」、「正面や真横は避けて座る」などの工夫をお願いします。
- ○飲食店を利用する際は、店舗の実施する感染防止対策にご協力いただくようお願い します。
- ○飲食店以外においても、大人数や長時間となる飲食は感染リスクが高まります。路上や公園など、屋外であっても大人数・長時間となる飲食は避けてください。
- ○大声やマスクなしの会話等は感染のリスクが高くなります。同居家族以外の人と会 う際は、食事中の会話やカラオケなどの場合も含め、マスクの着用など対策をお願 いします。
- ○東京オリンピック・パラリンピックについて、自宅や店舗等において、家族以外と 集まって観戦することは、大声での声援等も想定され、感染リスクが高まりますの で、きわめて慎重な検討をお願いします。

また、競技会場での観戦についても、会場がある地域の感染状況を確認の上、慎重に検討いただくとともに、競技会場を訪れる場合は主催者の示すガイドラインに従い、会場への「直行・直帰」や、混雑を避けるための時間に余裕を持った移動なども含め、感染防止対策の徹底をお願いいたします。

#### 【特措法第 24 条第 9 項に基づく協力要請】

- ○感染拡大を防ぐために、体調に異変を感じた場合は、出勤や通学を避けるなど外出 や人との接触を避けるとともに、家庭内でも家族とは別室で過ごす、マスクを着用 するなど対策をお願いします。併せて、早期にかかりつけ医等身近な医療機関に相 談してください。かかりつけ医が無い場合や相談先に迷う場合は、「受診・相談セ ンター」に相談してください。
- <u>○ワクチンは、新型コロナウイルス感染症の発症を予防する効果がありますが、ワクチンを接種された方についても、発症せずに感染を広げる可能性もあるため、引き</u>続き感染防止対策の徹底をお願いいたします。
- ○多言語のホームページでの情報発信や、「みえ外国人相談サポートセンター(MieCo: みえこ)」においても相談窓口を設置していますので、不安を感じた際は、ご相談ください。

みえ外国人相談サポートセンター (MieCo みえこ) 電話:080-3300-8077 (平日及び日曜日 9:00~17:00)

#### (3) 移動について

○緊急事態宣言やまん延防止等重点措置<sup>2</sup>が発出されている都道府県及び飲食店等への営業時間短縮等の要請がなされているエリア<sup>3</sup>へは、生活の維持に必要な場合を除き、移動を避けてください。 【特措法第24条第9項に基づく協力要請】

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置区域についてはホームページ等でご確認ください。 https://corona.go.jp/(内閣官房新型コロナウイルス感染症ホームページ)

<sup>3</sup> 要請の詳細は移動を予定されている都道府県の情報をご確認ください。

- 〇上記以外の都道府県への移動については、移動先の感染状況や移動に関する方針等 をよくご確認いただき、必要性について今一度立ち止まって慎重に検討し、可能な 限り控えてください。また、体調が悪い場合は移動を避けてください。
  - ※全国の感染状況として、1週間の感染者数が人口10万人あたり2.5人を超える都道府県を三重県新型コロナウイルス感染症特設サイトに掲載しています。 https://www.pref.mie.lg.jp/covid19.shtm
- ○県外への帰省を検討されている場合は、混雑しない時期の移動を検討いただくとと もに、帰省の2週間前から大人数や長時間の飲食を避けるなど感染防止対策を徹底 し、必要に応じ政府が推奨する帰省前の自主的なPCR等検査などの対策をお願い します。
- 〇県内での移動の際は『新しい生活様式』の実践により感染防止対策を徹底するとと もに、『感染リスクが高まる「5つの場面」』について特に注意をお願いします。

#### (4)「安心みえるLINE<sup>4</sup>」、「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)<sup>5</sup>」の活用

○「安心みえるLINE」や「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)」は、感染の可能性をいち早く知ることができるなど、感染拡大防止につながることが期待されます。「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)」をインストールしていただくとともに、訪問した施設等に「安心みえるLINE」のQRコードが掲示されている場合は、そのQRコードを読み込んでください。

#### (5)飲食店や観光施設等における感染防止対策にかかる認証制度について

- ○県民の皆様が安心して飲食店や観光施設等を利用できるよう、感染防止対策に取り 組む店舗等を三重県が認証する「みえ安心おもてなし施設認証制度『あんしん み えリア』<sup>6</sup>」を運用しています。認証店舗について、今後、拡大を図ってまいります ので、積極的な利用をご検討ください。
- ※飲食店における制度詳細及び認証店舗は県HPに掲載しています。 https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/m0143000186.htm
- ※観光施設等における認証制度は6月30日から運用を開始します。

#### 2. 県外の皆様へ

(1)移動について

- ○緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発出されている都道府県及び飲食店等への営業時間短縮等の要請がなされているエリアにお住まいの方については、生活の維持に必要な場合を除き三重県への移動の自粛についてご協力をお願いします。
- 〇その他の地域にお住まいの方についても、お住まいの都道府県の移動に関する方針 等にご留意いただき、必要性について今一度立ち止まって慎重に検討し、可能な限

<sup>4 「</sup>安心みえるLINE」は、施設・イベント等において掲示されたQRコードを利用者が読み込んで 登録することにより、感染拡大の可能性がある場合に登録者に通知するシステムです。

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> 「新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA)」は、新型コロナウイルス感染症の感染者と接触 した可能性について通知を受け取ることができる、国が提供するスマートフォンのアプリです。

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> 感染防止対策に取り組む飲食店や観光施設等からの申請を受け、県が基準に基づき現地確認のう え認証し、ステッカーを交付、認証店や認証施設を公開する制度です。

り移動を控えてください。また、体調が悪い場合は移動を避けるとともに、高齢者 や基礎疾患のある方と会う場合は家庭内であっても、マスクの着用をお願いします。

〇本県への帰省を検討されている場合は、混雑しない時期の移動を検討いただくとと もに、帰省の2週間前から大人数や長時間の飲食を避けるなど感染防止対策の徹底 や必要に応じ政府が推奨する帰省前の自主的なPCR等検査などの対策をお願い します。

#### 3. 事業者の皆様へ

#### (1) 基本的な感染防止対策の徹底

○<u>業種ごとの感染拡大予防ガイドラインや参考資料3(事業所における感染防止対策)</u> 等により、感染防止対策の徹底をお願いします。

#### 【特措法第 24 条第9項に基づく協力要請】

- 〇普段から従業員の健康管理に留意するとともに、従業員が体調不良を申し出やすい 環境づくりや、体調不良の従業員は早期に帰宅させ、受診を勧めるといった「広げ ない」ための対策をお願いします。
- <u>○クラスターの発生が懸念される職場においては、早期に陽性者を発見することによって感染拡大を防止する観点から、従業員等の毎日の健康状態を把握するための健康観察アプリ等も活用しつつ、軽症状者に対する抗原定性検査キット等を活用した</u>検査を積極的に実施してください。
- 〇在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤、オンライン会議等のツールの活用等により、「密」となる場面を回避し、感染防止対策と社会経済活動の両立を図ってください。
- ○集客施設等においては感染防止チェックシートを店舗内に掲示したり、ホームページ上に公開したりするなど、感染防止対策を講じていることが利用者に伝わるよう努めてください。
- 〇特に、飲食店においては、改めて感染拡大予防ガイドラインを遵守いただき、「ア クリル板の設置または座席間隔の確保」、「手指消毒の徹底」、「マスク着用の呼びか け」、「換気の徹底」などの対策を徹底してください。

#### 【特措法第24条第9項に基づく協力要請】

- ○県内や全国でクラスターが発生しているような施設においては、改めて感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止対策を徹底するとともに、従業員や利用者への 注意喚起を行ってください。
- ○集団感染等のリスクが相対的に高い社会福祉施設においては、引き続き感染防止対策を徹底いただくとともに、特に施設内へ「持ち込まない」「広げない」ことを意識した対策を行ってください。 【特措法第24条第9項に基づく協力要請】
- 〇高等教育機関等において、懇親会や寮生活、部活動、課外活動などでクラスターとなった事例がみられます。若年層においては、感染しても無症状の場合が多いことから、感染を早期に発見することが難しく感染が広がる場合があります。そのため、高等教育機関等においては、「大人数や長時間となる飲食」の場を避けるなど学外での行動も含めた感染防止対策について、学生に対し周知・徹底をお願いします。また、感染者が発生した場合には、接触者調査や検査に積極的にご協力いただくとともに、調査等への協力についても、学生への周知・徹底をお願いします。

【特措法第24条第9項に基づく協力要請】

〇食事や休憩、<u>職場への送迎バス、</u>勤務後の懇親会など「居場所の切り替わり」の場面における感染がこれまでに発生していることから、事務所や工場などでの感染防止対策に加え、食堂、休憩所、喫煙所などにおいても感染防止対策を徹底してください。勤務時間以外でも、「大人数や長時間となる飲食」の場となる懇親会を避けるなど感染防止対策を徹底するよう従業員に対し周知・徹底をお願いします。また、感染者が発生した場合には、接触者調査や検査に積極的にご協力いただくとともに、調査等への協力についても、従業員への周知・徹底をお願いします。

#### 【特措法第24条第9項に基づく協力要請】

- ○式典や研修会等の行事を実施する場合は、人と人との間隔を十分に確保できる座席 配置をはじめ、感染防止対策の徹底をお願いします。
- 〇外国人生徒のいる教育機関や外国人を雇用する事業者等の皆様におかれては、感染防止対策等について外国人の方への丁寧な周知をお願いします。多言語ややさしい日本語での感染防止対策等の情報については、三重県ホームページ、三重県情報提供ホームページ「MIE INFO」や、厚生労働省、内閣官房ホームページなどにも掲載されていますので、参考としてください。【特措法第24条第9項に基づく協力要請】
  - ●三重県ホームページ「外国人住民のみなさまへ For foreign residents」 (https://www.pref.mie.lg.jp/YAKUMUS/HP/covid19info-jp.htm)
  - ●三重県情報提供ホームページ「MIE INFO」(https://mieinfo.com/ja/)
  - ●厚生労働省 新型コロナウイルス感染症について (https://www.covid19-info.jp/)
  - ●内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策(https://corona.go.jp/)

#### (2) 感染防止対策にかかる認証制度の活用

- <u>〇飲食店や観光施設等において、感染防止対策の取組を三重県が認証する「みえ安心おもてなし施設認証制度『あんしん みえリア』」の積極的な活用をお願いします。</u> ※観光施設等における認証制度は6月30日から運用を開始します。
- (3)「安心みえる LINE」、「新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA)」の活用
  - ○県内においても、カラオケや飲食店など、不特定多数の方が利用される施設での感染事例がみられます。「安心みえるLINE」は、利用者の特定が難しい場面において有効なシステムですので、不特定多数の方が訪問される施設、店舗や、イベントを実施される場合は「安心みえるLINE」にご登録いただき、店舗、会場等にQRコードの掲示をお願いします。
  - 〇従業員、利用者等に対し、「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)」の活用に ついて周知いただくようお願いします。

#### 4. 偏見や差別の根絶と事実に基づく冷静な対応

- ○感染は自身や大切な家族にも起こりうることで、決して他人事ではありません。社会で差別的な出来事が発生していると、体調が悪くなった際に、差別を受けることが怖くて、我慢したまま日常生活を続けてしまうことにもなりかねず、結果としてウイルスを拡散させることにつながってしまいます。
- 〇県民の皆様への正しい情報提供の重要性に鑑み、勇気をもって情報を公開いただいた感染者やそのご家族、所属する企業・団体に対し、さらに個人を特定しようとすることや偏見・差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷等は絶対に行わないでください。
- ○仕事や通勤等やむを得ない事情で県外から来県される方、治療にあたっている医療 従事者、外国から帰国された方、日本に居住する外国人の方が差別や偏見にさらさ れることも絶対あってはならないことです。このような偏見や差別が生じないよう 十分な配慮をお願いします。
- <u>〇ワクチン接種は希望者の同意に基づき行われるものであり、職場や周りの方などに接種を強制することや、接種を受けていない人に対する誹謗中傷、偏見や差別につ</u>ながる行為は絶対行わないでください。
- OSNS等において事実ではない誤った情報が拡散されることにより、県民の皆様の生活に影響を及ぼす事態も発生しています。また、ワクチン接種の進展に伴い、ワクチンに関する科学的根拠に基づかない情報や発信者の不明な情報が広がる事例もみられます。根拠が不明な情報に基づく行動やそうした情報の拡散はしないようにご協力いただくとともに、科学的根拠に基づいた情報発信をしている公的機関等からの情報<sup>7</sup>をご確認ください。
- ○新型コロナウイルス感染症に関して、差別的な扱いを受けた、不当な差別を見かけたなど、人権問題と思われる場面に直面した場合には、以下の相談窓口にご連絡ください。
- ●三重県人権センター相談窓口 電話:059-233-5500 9:00~17:00 ※土日、祝日を含む毎日
- ●法務省(みんなの人権 110 番) 電話:0570-003-110 8:30~17:15 ※平日



たとえウイルスに感染しても、 だれもが地域で笑顔に暮らせる社会に 三重県は、「シトラスリボンプロジェクト」に賛同します。

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> みえ新型コロナウイルスワクチン接種ポータルサイト https://covid19-vaccine.mie.jp/厚生労働省ホームページ「新型コロナワクチンについて」

#### 5. モニタリング指標について

〇県内で感染が拡大し、医療への負荷がかかることを防ぐため、PCR検査件数やPCR検査陽性率、新規感染事例数、新規感染者数、感染経路不明者数、入院患者数等を指標として、モニタリングを行っています。

感染拡大の状況を的確にとらえ、適時に対策がとれるよう判断基準となる主な指標 とその目安について、感染状況の段階ごとに以下のとおりとします。

今後も、政府新型コロナウイルス感染症対策分科会から示された「今後の感染状況の変化に対応した対策の実施に関する指標及び目安」(以下、「政府指標」)と併せ、政府指標に目安の数値が無いステージⅢとなるまでは県独自のモニタリング指標を活用し、必要な対策を検討していきます。

また、「三重県リバウンド阻止重点期間」(令和3年6月21日から令和3年6月30日)において、これまでの感染拡大の傾向をふまえ、早期に感染再拡大の兆候を察知するため「三重県リバウンドアラート」として、これまで活用してきたモニタリング指標とは別に臨時的な指標を設けていました。

今後も、この指標の一つである「新規感染者数が2日連続で17人以上」について、感染拡大の予兆を捉えるシグナルとして活用します。この水準に達した場合は、特に警戒を呼び掛けるとともに、感染状況に応じた対策を迅速に実施します。県民の皆様におかれましては、このシグナルに留意し、引き続き感染防止対策の徹底をお願いいたします。

	注意レベル		警戒レベル		ステージⅡ>	※2 ステージⅣ	7
	(県指標)		(県	·指標)	(政府指標)	(政府指標)	
確保病床占有率	20%		30%		20%	50%	
入院率※1	_		_		40%	25%	
重症者用病床占有率	_			_	20%	50%	
人口 10 万人 あたり療養者数	_		_		20 人	30 人	
PCR 陽性率	_		_		5 %	10%	
直近1週間の 人口 10 万人あたり 新規感染者数	4.0 人(70 人/週)		8.0 人 (141 人/週)		15.0 人 (266 人/週	25.0 人 (443 人/週	.)
前週との比較	1.0 倍		1.	.0 倍	1.0 倍	1.0 倍	
感染経路不明割合	20%		30%		50%	50%	
対策区分(※3)	条例		惜法 緊急警戒 宣言 ◆例 (※4)		まん延 防止等 重点措置	緊急事態	

- ※1 入院率の指標は、療養者数が人口 10 万人あたり 10 人以上の場合に適用する。
- ※2 今後の感染状況の変化に対応した対策の実施に関する指標及び目安の考え方
- ステージ I …感染者の散発的発生及び医療提供体制に特段の支障がない段階(指標及び目安なし)
- ステージⅡ…感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階(指標及び目安なし)
- ステージⅢ…感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階
- ステージⅣ…爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階
- ※3 対策区分:「条例」は三重県感染症条例第 11 条第1項、「特措法」は新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項に基づく協力要請を行う。

区分は目安であり感染状況等により要請内容を検討する。

※4 「三重県指針」を緊急的に強化し、期間を定め県民、事業者の皆様に強く協力要請を行うもの

### 新しい生活様式 を身に付けて 感染症に強く持続可能な新しい三重県 へ

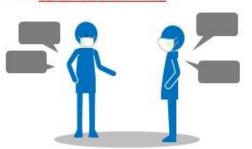
- (1)一人ひとりの基本的感染対策
  - 感染防止の3つの基本 ~身体距離の 確保、マスクの着用、手洗い~
- ☑ 人との間隔は、できるだけ2m(最低1m) あける



☑ 会話をするときは、可能な限り真正面を避ける 団外出時、屋内にいるときや会話をするとき、

人との間隔が十分とれない場合は

症状がなくてもマスクを着用 ただし夏場は熱中症に注意



☑ 家に帰ったらまず手や顔を洗う できるだけすぐに着替える シャワーを浴びる



☑ 高齢者や持病のある方(重症化リスクの高い 方)と会うときは、体調管理をより厳重に

#### ● 移動に関する感染対策

- ☑ 感染が流行している地域からの移動、感染が 流行している地域への移動は控える
- ☑ 地域の感染情報に注意する

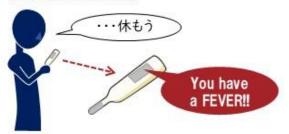


### (2)日常生活を営む上での 基本的生活様式

- ☑ こまめに手洗い・手指消毒
- ☑ 咳エチケットの徹底 ☑ 身体的距離の確保
- ☑ こまめに換気(エアコン併用で室温を28℃以下に)
- ☑ 三つの『密』(密集、密接、密閉)の回避
- 団一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、 禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行



☑ 毎朝体温測定、健康チェック 発熱又は風邪の症状がある場合は ムリせず自宅で療養



Mie Covid-19 Task Force 新型コロナウイルス感染症対策本部



### 「新しい生活様式」を身に付けて感染症に強く持続可能な新しい三重県へ

#### (3)日常生活の各場面別の生活様式

#### ● 買い物

- 図 通販も利用
- ☑ 一人または少人数ですいた時間に
- 団電子決済の利用
- ☑ 計画をたてて素早く済ませる
- ☑ サンプルなど展示品への接触はひかえめに
- ☑ レジに並ぶときは、前後にスペース



#### 娯楽、スポーツ

- ☑ 公園は、すいた時間、 場所を選ぶ
- ☑ 筋トレやヨガは十分に 人との間隔をもしくは





- ☑ ジョギングは少人教で ☑ すれ違うときは距離を とるマナー
- ☑ 予約制を利用してゆったりと
- ☑ 狭い部屋での長居は無用
- ☑ 歌や応援は、十分な距離かオンライン

#### 公共交通機関の利用

- ☑ 会話はひかえめに
- ☑ 混んでいる時間は避けて
- ☑ 徒歩や自転車利用も併用



#### ● 食事

☑ 持ち帰りや出前、デリバリーも



- ☑ 屋外空間で気持ちよく
- ☑ 大皿は避けて、料理は個々に
- ☑ 対面ではなく横並びで座ろう
- ☑ 料理に集中、おしゃべりはひかえめに
- ☑ お酌、グラスやおちょこの回し飲みは避けて

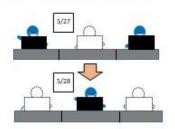
#### ● イベント等への参加

- ☑ 接触確認アプリの活用を
- ☑ 発熱や風邪の症状がある場合は 参加しない

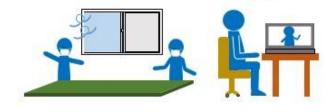


#### (4) 働き方の新しいスタイル

☑ テレワークやローテーション勤務



- ☑ 時差通勤でゆったりと
- ☑ オフィスはひろびろと
- ☑ 会議はオンライン
- ☑ 対面での打ち合わせは換気とマスク



Mie Covid-19 Task Force コロナウイルス感染症対策本部



# 感染リスクが高まる「5つの場面」

## 場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚し、注意力が低下。 また、聴覚が鈍り大声になりやすい。
- 回し飲みや箸などの共用が感染リスクを高める。



## 場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の飲食と比較して、感染リスクが高まる。
- ◆ 大人数の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため感染リスクが高まる。



## 場面③ マスクなしでの会話

- 近距離でのマスクなしの会話は、飛沫感染の リスクが高まる
- 昼カラオケなどで感染事例が報告。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。

## 場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、閉鎖空間が長時間共有 されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分で感染が疑われる 事例が報告。



## 場面5 居場所の切り替わり

- 休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、 気の緩みや環境変化で感染リスクが高まることも。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる 事例が報告。



#### 参考資料3 (事業所における感染防止対策)

#### 適切な感染防止対策

目的	具体的な取組例
	従業員の検温・体調確認を行い、発熱等の症状がみられ
	る従業員の出勤を停止
発熱者等の施設への入場防止 	来訪者の検温・体調確認を行い、発熱等の症状がみられ
	る来訪者の入場を制限
	換気を行うこと(可能であれば、2つの方向の窓を同時
	に開けること)
	人と人との距離を適切にとること(利用者や従業員同
	士の距離確保、テレワーク等による在宅勤務やローテ
   「三つの『密』	ーション勤務の実施等)
「三プジ『缶』]   (密閉・密集・密接)の防止	密集する会議の中止(対面による会議を避け、オンライ
	ン会議を活用)
	店舗利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や
	列間隔の確保(約 2m間隔の確保)
	長時間の密集を避けること(利用者の滞在時間の短縮・
	制限や会議時間の短縮等)
	従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗
	いの徹底
   飛沫感染、接触感染の防止	来訪者の入店時における手指の消毒、咳エチケット、手
	洗いの徹底
	店舗、事務所内の定期的な消毒(複数人が触る箇所の消
	毒)
	ラッシュ対策(時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等に
移動時における感染の防止	よる出勤の推進)
	従業員の出勤者数の制限(テレワーク等による在宅勤務
	やローテーション勤務の実施等)
	出張の中止(オンライン会議などを活用)、来訪者数の
	制限

上記の取組に加え、業種や施設の種別に応じた感染防止のためのガイドラインを作成し、 感染防止対策を講じている旨をホームページ上に公開する、店舗内に掲示する、全従業員に 周知徹底するなど、感染防止対策を自主的・積極的に進めていただくようお願いします。

なお、気温・湿度が高い中でのマスク着用については、熱中症のリスクを考慮し、こまめな水分補給、屋外で人との距離が十分確保できる場合には、マスクをはずすなどの対策も検討いただくようお願いします。

#### 業種や施設の種別に応じた感染防止対策(ガイドライン)の一例

※これまでにクラスターが発生している施設等においては、格段の留意が必要。

#### 1. 共通事項

- 人との接触を避け、対人距離を確保(できるだけ2mを目安に)する。
- ・感染防止のための入場者の整理を行う。(密にならないように対応。発熱や咳・咽頭痛 などの症状がある人の入場制限を含む。)
- ・入口及び施設内に手指の消毒設備を設置する。
- ・マスクを着用する。ただし、気温・湿度が高い中では、熱中症に十分注意する。(従業員 及び入場者に対し周知する。)
- ・施設の換気を行う。(2つ以上の窓を同時にあけるなどの対応も考えられる。)
- ・施設の消毒を行う。

#### (症状のある方の入場制限)

- ・発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼び掛ける。(状況によっては、発熱者を体温計などで特定し、入場を制限することも考えられる。)
- ・業種によっては、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取り扱いには十分注意 しながら、入場者等の名簿を適切に管理する。

#### (接触感染対策)

- ・他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする。
- ・複数の人の手が触れる場所を適宜消毒する。
- ・手や口が触れるようなもの(コップ、箸など)は、適切に洗浄消毒するなど、特段の対応を図る。
- ・人と人とが対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどを設置する。
- ・ユニフォームや衣類はこまめに洗濯する。
- ・こまめな手洗いや手指消毒の徹底を図る。

#### (トイレ)

- ・便器内は通常の清掃で良いが、不特定多数が接触する場所は清拭消毒を行う。
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・ペーパータオルを設置するか、個人用タオルを準備する。
- ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する。

#### (休憩スペース)

- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする。
- 休憩スペースは常時換気することに努める。
- ・共有する物品(テーブル、いす等)は、定期的に消毒する。
- ・従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする。

#### (ごみの廃棄)

- ・鼻水、唾液等が付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。
- ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う。

#### (清掃・消毒)

- ・市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。
- ・不特定多数が触れる箇所(テーブル、いすの背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、つり革、エレベーターのボタンなど)は、始業前後等に清拭消毒する。

#### (その他)

- ・高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、サービス提供側においても、より慎重で徹底した対応を検討する。
- ・地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討しておく。

#### 2. 遊技施設等

- ・マスク着用の上、十分な座席の間隔(できるだけ2mを目安に)を確保する。
- ・入退出時(入退出時やレジ等の行列含む)や集合場所等において人と人との十分な間隔 (できるだけ2mを目安に)を確保する。
- ・必要に応じて、入場の制限等を講ずるなど、施設内の移動においても人と人との接触を 避けるための十分な距離(できるだけ2mを目安に)を確保する。
- ・適切な換気を行うとともに、客の入れ替えのタイミングで消毒を行う。
- ・客同士の大声での会話を行わないよう呼びかけ、かつ、BGM や機械の効果音等を最小限のものとし、従業員が客同士の大声での会話が行われていないことを確認できる状態にする。
- ・客の滞在時間に目安を設けるなど、長時間の滞在・密集を避ける。

#### 3. 商業施設・対人サービス業等

- ・マスク着用の上、十分な座席の間隔(四方を空けた席配置等)を確保する。
- ・入退出時(入退出時やレジ等の行列含む)や 集合場所等において人と人との十分な間隔(できるだけ2mを目安に)を確保する。
- ・必要に応じて、入場の制限等を講ずるなど、施設内の移動においても人と人との接触を 避けるための十分な距離(できるだけ 2 mを目安に)を確保する。
- ・適切な換気を行うとともに、客の入れ替えのタイミングで消毒を行う。
- ・従業員と客との間や、客と客との間にパーティションを設けるなどの徹底した感染防止 対策を行う。
- ・マスクを着用していない客と直接接する対人サービス業の従業員については、マスクと 目の防護具(フェイスガード等)の装着や消毒を実施する。
- ・客同士の大声での会話を行わないよう呼びかけ、かつ、BGM や機械の効果音等を最小限のものとし、従業員が客同士の大声での会話が行われていないことを確認できる状態にする。
- ・客の滞在時間に目安を設けるなど、長時間の滞在・密集を避ける。

#### 4. 劇場、集会・展示施設等

- ・マスク着用の上、十分な座席の間隔(四方を空けた席配置等)を確保する。
- ・入退出時(入退出時の行列含む)や 集合場所等において人と人との十分な間隔(できるだけ2mを目安に)を確保する。
- ・必要に応じて、入場の制限等を講ずるなど、施設内の移動においても人と人との接触を 避けるための十分な距離(できるだけ2mを目安に)を確保する。
- ・適切な消毒や換気等を行うなどの徹底した感染防止対策を行う。
- ・客の滞在時間に目安を設けるなど、長時間の滞在・密集を避ける。

#### 5. 博物館等

- ・マスク着用の上、十分な座席の間隔(四方を空けた席配置等)を確保する。
- ・入退出時(入退出時の行列含む)や 集合場所等において人と人との十分な間隔(できるだけ2mを目安に)を確保する。
- ・必要に応じて、入場の制限等を講ずるなど、施設内の移動においても人と人との接触を 避けるための十分な距離(できるだけ 2 mを目安に)を確保する。
- ・適切な消毒や換気等を行うなどの徹底した感染防止対策を行う。
- ・客の滞在時間に目安を設けるなど、長時間の滞在・密集を避ける。

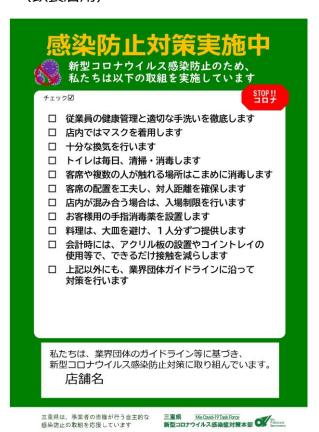
#### 6. 食事提供施設等

- ・個室など定員が決まっているスペースについて、定員人数の半分の利用とする。
- ・座席の間にパーティションを設け、又は座席の間隔を十分に空ける、真正面の席を避けるなど、「三つの『密』」の環境を排除する。
- ・接客時等におけるマスク着用(マスクを着用していない客と直接接する場合は、目の防 護具(フェイスガード等)も装着)、客の入れ替え時の適切な消毒や清掃、大皿での取り 分けによる食事提供を自粛する。
- ・必要に応じて、入場の制限等を講ずるなど、施設内の移動においても人と人との接触を 避けるための十分な距離(できるだけ2mを目安に)を確保する。
- ・従業員や出入り業者に発熱や感冒症状がある場合の迅速かつ適切な対応など、衛生面や 健康面の管理を徹底する。
- ・客の滞在時間に目安を設けるなど、長時間の滞在・密集を避ける。
- ・酒類の提供時間についても配慮する。

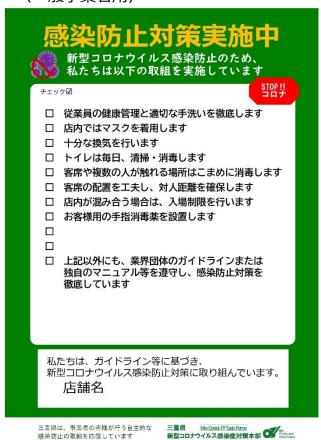
#### 7. 運動施設、公園等

- ・マスク着用の上、人と人との十分な間隔(できるだけ2mを目安に)を確保する。
- ・適切な消毒や換気等を行うなどの徹底した感染防止対策を行う。
- ・ロッカー、シャワー等の屋内共用施設においては、必要に応じて利用人数を制限するな ど、「三つの『密』」の環境を排除する。

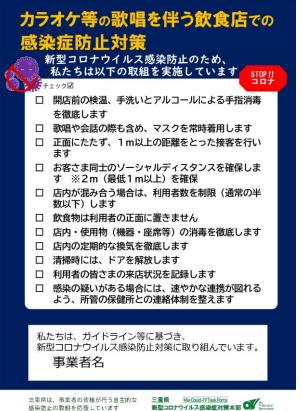
●感染防止チェックシート (飲食店用)



(一般事業者用)



(カラオケ等の歌唱を伴う飲食店用)





●安心みえる LINE 掲示例



(ご登録いただくと個別の施設名、QRコードを記 載した上記のチラシをプリントいただけます)

### 新型コロナウイルス感染症 拡大防止に向けた イベントの開催基準等

#### 1 適用期間

以下に示すイベントの開催基準等の適用期間は、次のとおりとします。

令和3年7月1日(木)から8月31日(火)まで

※<u>上記適用期間のうち、7月1日(木)から7月20日(火)までは、まん延防止等重点措置</u> および三重県リバウンド阻止重点期間終了後の経過措置を適用(人数上限のみ)

なお、9月1日以降の取扱いについては、国の方針を踏まえて改めてお示しします。

#### 2 イベント参加者の皆様へ

- ○「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)」をイベント参加前にスマートフォンに インストールしていただくようお願いします。また、イベント会場において「安心みえ る LINE」のQRコードの掲示がある場合は、読み込んでいただくようお願いします。
- 〇イベント主催者等から、感染拡大防止を目的とした連絡先登録等の求めがある場合には、 積極的に応じてください。
- ○イベントに参加する際は、原則としてマスクを着用し、人と人との距離を確保するなど 『新しい生活様式』に基づいて行動するほか、入退場時、休憩時間や待合場所も含めて 基本的な感染防止対策を徹底してください。
- ○主催者の存在しない季節の行事や祭り、花火大会、スポーツ観戦などに参加する場合は、 基本的な感染防止対策を徹底するとともに、不特定多数が密集する、大声の発声を伴う 可能性が高いと考えられる場合は、参加を控えてください。また、街頭や飲食店での大 量または長時間・深夜にわたる飲酒、飲酒後の行事への参加は控えてください。

### 3 イベント主催者及びイベントを開催する施設管理者の皆様へ

#### (1) イベント開催の基準

イベント主催者及び施設管理者の双方が「別紙1『感染防止のチェックリスト(イベント開催時の必要な感染防止策)』」の取組が記載された業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに則った対策を行い、かつ、その取組が公表されている場合は、以下に示す人数等を上限としてイベントを開催できるものとします。

業種ごとの感染拡大予防ガイドラインが無い場合は、別紙1の取組を記載したガイドラインを作成、公表し、対策を行ったうえで、以下に示す人数等を上限としてイベントを開催してください。

- ※ 東京オリンピック・パラリンピックのパブリックビューイングについては、大人数が集まることにつながるうえ、大声での声援等も想定され感染リスクが高まるため、 実施はきわめて慎重な検討をお願いします。
- ※ 入退場時や区域内での感染防止にかかる適切な行動の確保ができないイベントは、「(2)祭り、花火大会、野外フェスティバル等の開催」により取り扱ってください。

- ※ イベント主催者及び施設管理者の双方が別紙1およびガイドラインに則った対策を行っていないイベントの場合は、参加人数5,000人以下かつ、屋内(屋外であっても座席等により参加者の位置が固定され、かつ収容定員の定めがある場合を含む)では収容率50%以内、屋外(屋内であっても、座席等により参加者の位置が固定されず、または収容定員の定めがない場合を含む)では人と人との距離を十分に確保できる間隔(できれば2m)をとれる人数を上限とします。
- ※ チケット販売の取扱いについて、<u>7月2日(金)まで</u>にチケット販売を開始していた催物については、<u>7月2日(金)まで</u>に販売されたものに限り、キャンセルは不要とします。ただし、<u>7月3日(土)以降</u>は以下に示す人数等の上限を超えるチケットの新規販売を停止してください。

また、<u>7月3日(土)以降</u>に販売開始されるものについては、以下に示す基準を 上限としてチケット販売を行ってください。

◇ 開催規模について、次の(ア)(イ)の人数のいずれか小さい方を限度とします。

#### 【7月1日(木)から7月20日(火)まで】(経過措置)

(ア)人数上限	(イ)収容率上限				
<ul> <li>○収容定員 20,000 人超の場合</li> <li>⇒ 10,000 人</li> <li>○収容定員 10,000 人超</li> <li>20,000 人以下の場合</li> <li>⇒ 収容定員の 50%</li> <li>○収容定員 10,000 人以下の場合</li> <li>⇒ 切容定員 10,000 人以下の場合</li> <li>⇒ 5,000 人</li> </ul>	大声での歓声・声援等がない ことを前提としたイベント (クラシック音楽コンサート、) 演劇、展示会等 飲食を伴うが発声のないもの 100%以内	大声での歓声・声援等が 想定されるイベント ロック、ポップコンサート、 スポーツイベント等 50%以内			
<ul><li>○収容定員が設定されて</li><li>いない場合</li><li>⇒ 10,000 人</li></ul>	収容定員がない場合は最低限人と人が 接触しない程度の間隔を空ける	収容定員がない場合は十分な間隔 (1 m以上)を空ける			

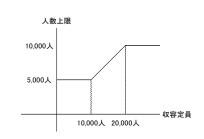
#### 【7月21日(水)から8月31日(火)まで】

(ア)人数上限	(イ)収容率上限				
<ul> <li>○収容定員 10,000 人超の場合</li> <li>⇒ 収容定員の 50%</li> <li>○収容定員 10,000 人以下の場合</li> <li>⇒ 5,000 人</li> <li>○収容定員が設定されて</li> </ul>	大声での歓声・声援等がないことを前提としたイベント (クラシック音楽コンサート、) 演劇、展示会等 飲食を伴うが発声のないもの 100%以内	大声での歓声・声援等が 想定されるイベント ロック、ポップコンサート、 スポーツイベント等 50%以内			
<u>いない場合</u> <u>⇒ 後述</u>	収容定員がない場合は最低限人と人が 接触しない程度の間隔を空ける	収容定員がない場合は十分な間隔 (1m以上)を空ける			

#### (ア)人数の上限

【7月1日(木)から7月20日(火)まで】(経過措置) 収容定員が設定されている場合、「5,000人または収容 定員の50%のいずれか大きい方」または「10,000人」の いずれか小さい方を上限とします。

<u>なお、収容定員が設定されていない場合は、10,000 人</u> 以下で開催してください。

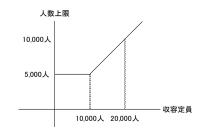


※ 大規模施設等において、感染防止対策の一層の徹底を前提として、人数上限を最大 20,000 人に緩和する実証調査を行うことができます。そうしたイベントの開催を 希望する場合には、必ず事前に県へ相談してください。

#### 【7月21日(水)から8月31日(火)まで】

収容定員が設定されている場合、「5,000人または収容 定員の50%のいずれか大きい方」を上限とします。

なお、収容定員が設定されていない場合は、後述(イ) の収容定員が設定されていない場合と同様とします。



#### (イ) 収容率の上限

「別紙2『各種イベント例』」を参考に、大声での歓声・声援等の有無により次の収容率を上限とします。

#### ○大声での歓声、声援や歌唱等がないことを前提としたイベント

別紙1の取組が徹底されていることを前提として

- ・収容定員の100%を上限とします。
- ・固定席が無い場合など、収容定員が設定されていない場合は、「密」となる状況が発生しないよう(最低限人と人が接触しない)間隔を空けてください。
- ・飲食を伴うイベントについては、下記「大声での歓声、声援や歌唱等が想定されるイベント」と同様の取扱いとしますが、イベント中の発声がないもので別紙2に記載の条件がすべて担保される場合は「大声での歓声、声援や歌唱等がないことを前提としたイベント」と同様の取扱いとします。

#### ○大声での歓声、声援や歌唱等が想定されるイベント

別紙1に留意し、感染防止対策が徹底されていることを前提として

- ・収容定員の50%を上限とします。
- ・固定席がある場合は座席を前後左右の1席は空けることとしますが、グループで参加している場合は、少なくともグループごと(5名以内)で前後左右の1席は空けてください。結果として50%を超えることもあります。
- ・固定席が無い場合など、収容定員が設定されていない場合は、十分な間隔 (1m以上)を空けることとしてください。
- ※ 大声での歓声·声援等の有無については、これまでの開催実績における実態や類似のイベントにおける大声での歓声·声援等の有無により判断してください。具体的なイベント例については別紙2をご確認ください。
- ※ 映画館における上映等については、別紙2に記載した条件がすべて担保される場合には、飲食を伴うものの「大声での歓声、声援や歌唱等がないことを前提としたイベント」と同様の取扱いとします。

#### (収容率上限の緩和)

別紙2において「大声での歓声・声援等が想定されるイベント」に分類されるイベントであっても、主催者等がイベントの特性に照らして大声での歓声や声援が想定されず収容率上限を100%とする扱いが適切と考える場合は、下記の条件を満たすことにより収容率上限を100%とすることができます。(主催者等がこれまでに大声や歓声等のないイベントを開催したことが無い場合は除く)

なお、参加人数が 1,000 人を超える場合は、事前に県へご相談ください。

・<u>次の資料を作成のうえ、それらをHP等で公表するとともに、イベント終了</u>から1年間保管してください。

<u>(参加人数が 1,000 人以下の場合は県へ提出する必要はありませんが、大</u>声·歓声等の発生等の問題が生じた場合には提出を求めることがあります。)

- ① 次のことを示す過去1年間の実績資料
  - 食事を伴わないイベントであること
  - 大声・歓声等が発生しないイベントであること
    - (i) <u>当該イベントと同じ出演者・チームによる過去のイベントの開催</u> 実績がある場合
      - a) イベントの特性
      - b) 大声・歓声等を防止するための十分な対策内容等
      - c) <u>大声・歓声等がなかったことを示す音声または動画等がある</u> 場合はそのデータ
    - (ii) <u>当該イベントと同じ出演者・チームによる過去のイベントの開催</u> 実績がなく、類似のイベントで大声・歓声等なしのイベントを開催 したことがある場合
      - a) <u>イベントのジャンル及び来場者層が当該類似イベントと同様</u> であること
      - b) イベントの特性
      - c) <u>当該類似イベントにおける大声防止策と同種かつ十分な対策</u> を講じることおよびその対策内容等
      - d) <u>当該類似イベントで大声・歓声等がなかったことを示す音声</u> または動画がある場合はそのデータ
- ② 別紙1「感染防止のチェックリスト (イベント開催時の必要な感染防止 策)」に記載されている対策の実施状況
- ③ 結果報告資料(イベント終了後)

#### (2) 祭り、花火大会、野外フェスティバル等の開催

- 〇地域で行われる盆踊り等、人の移動が見込まれない行事であって参加者がおおよそ 把握できるものについては、(1)にかかわらず、適切な感染防止対策(発熱等の症 状がある者の参加自粛、「密」の環境の回避、行事の前後の「密」の環境が生ずる交 流の自粛等)を講じたうえで開催していただくようお願いします。
- ○全国的に参加が見込まれる行事や、参加者や見物人の移動を伴う行事など、参加者の把握が困難なものについては、中止をご検討ください。ただし、区画あたりの人数制限、誘導人員の配置、飲食の制限、大声を出さないことの担保など別紙 1 ⑤の取組が確実に実施され、入退場や区域内の行動管理が適切に行える場合については、開催可能とします。

- 〇イベント参加者に対し、マスクの着用、こまめな手洗い、手指消毒など『新しい生活様式』に基づく行動を促すほか、入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある 方は参加を控えていただくようにしてください。
- 〇入退場時、休憩時間や待合場所を含め「密」の環境とならないよう、混雑時の誘導 などにより、参加者が他の人と触れ合わない距離を確保してください。
- 〇イベントの前後や休憩時間の交流も控えるよう呼びかけてください。
- ○演者が発声する場合は、舞台から観客までの距離を2m以上確保してください。
- ○感染が発生することを避けるため、換気を強化してください。
- ○参加者名簿の作成等により、連絡先の把握に努めてください。
- ○「安心みえるLINE」にご登録いただき、QRコードを会場等に掲示するとともに、 イベント参加者に対し利用を呼びかけてください。併せて「新型コロナウイルス接 触確認アプリ(COCOA)」の活用も呼びかけていただくようお願いします。

#### (3) イベント開催にあたっての県への事前相談

全国的な移動を伴うイベント、参加者が 1,000 人を超えるイベントなどを開催する場合は、必要に応じて相談に応じます。その場合、イベント主催者等は、遅くともイベント開催の 2 週間前までに、下記資料を三重県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局に提出をお願いします。

<u>なお、一定期間の間に反復的に同一施設を使用する場合には、一括して事前相談を</u> 行うことができます。

#### (県への相談の際の提出資料)

- ・イベントの計画書等
- ・<u>別紙 1「感染防止のチェックリスト(イベント開催時の必要な感染防止策)」</u> に記載されている対策の実施状況を示すもの
- ・実績報告資料(イベント終了後に提出)

その他、イベント開催にあたり感染防止対策などでご相談がある場合にも、三重県 新型コロナウイルス感染症対策本部事務局にご連絡ください。

三重県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

電話:059-224-2352 メール: kansenta@pref.mie.lg.jp

9:00~17:00 ※月~金(祝日除く)

### 別紙 1 感染防止のチェックリスト (イベント開催時の必要な感染防止策)

1	徹底した感染防止等	(収容率 50%超で開催するための前提)
1	マスク着用の担保	・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、常時着用を求める
	(常時着用)	*マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売
2	大声を出さないこと	・大声を出す参加者がいた場合、個別に注意等ができる
	の担保	*隣席の者との日常会話程度は可(マスクの着用が前提)
		*演者が発声する場合、舞台から観客まで一定の距離を確保
		(最低2m)
2	基本的な感染防止等	
3	① ~②の奨励	・①~②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行(ガイドラインで
		定める)
		*マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を
		行う
		*大声を出す参加者がいた場合等、個別に注意等を行う
		*スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止する 等
4	手洗	・こまめな手洗の奨励
	消毒	・主催者側による施設内(出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性
		のある場所等)のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
6	換気	・法令を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
7	密集の回避	・入退場時の密集回避(時間差入退場等)、待合場所等の密集回避
		*必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、
		入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャパシティに
		応じ、収容人数を制限
8	身体的距離の確保	・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離を確保
		(グループとグループの間は1席(立席の場合は1m以上)空ける)
		・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m以上確保
		・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔確保
		(最低限、人と人とが触れ合わない程度の間隔)
9	飲食の制限	・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限
		・収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外は原則自粛。ただ
		し、発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が
		想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定の要件を満たす場合
		に限り飲食可
		・休憩時間中及びイベント前後の飲食等による感染防止の徹底
		・過度な飲酒の自粛

### 別紙1 (続き)

10	参加者の制限	・入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置
		*ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前
		に明確に規定し、十分周知している場合は払い戻し不要
11)	参加者の把握	・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握
		・「安心みえるLINE」や接触確認アプリ(COCOA)の利用奨励
		*アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進
		措置の導入
12	演者の行動管理	・有症状者は出演・練習を控える
		・演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な
		措置を講じる(接触が防止できないイベントは開催を見合わせる)
		・合唱等、発声する演者間での感染リスクへの対処
13	イベント前後の行動	・イベント前後の感染防止の注意喚起
	管理	*可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を
		促進
14)	ガイドライン遵守の	・主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う
	旨の公表	旨、ホームページ等で公表
3	イベント開催の共通の	)前提
15	入退場やエリア内の	・広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないもの
	行動管理	は開催を慎重に検討
		*来場者の区画を限定、管理した花火大会等は可
		ただし、以下の条件がすべて担保される場合に限る
		①身体的距離の確保(区画あたりの人数制限、適切な対人距離の
		確保等)
		②密集の回避(混雑状況のモニタリング・発信、誘導人員の配置、
		時差・分散措置を講じた入退場等)
		③飲食制限
		④大声を出さないことの担保
		⑤催物前後の行動管理
		⑥連絡先の把握
16	地域の感染状況に応	・大規模イベントは、必要に応じ事前に都道府県と相談

### 別紙2 各種イベント例

#### 大声での歓声・声援等がないことを前提としたイベントの例

音楽	クラシック音楽(交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲 等)、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート
演劇等	現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス 等
舞踊	バレエ、現代舞踊、民族舞踊 等
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞等
芸能·演芸	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術等
公演·式典	各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式 等
展示会	各種展示会、商談会、各種ショー

#### 大声での歓声・声援等が想定されるイベントの例

音楽	ロックコンサート、ポップコンサート等
スポーツイベント	サッカー、野球、大相撲 等
公営競技	競輪、競艇(競馬、オートレース)
公演	キャラクターショー、親子会公演 等
ライブハウス・ナイトクラブ	ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント

- ※ 上記は例示であり、どちらに該当するかは、実際のイベントの内容や状況による判断となります。
- ※ イベント中に飲食を伴うものについては、「大声での歓声・声援等が想定されるもの」とします。

#### 【飲食を伴うものの発声がないイベント】(映画館における上映等)

別紙1『感染防止のチェックリスト(イベント開催時の必要な感染防止策)』に加え、以下の条件がすべて担保される場合には、イベント中の発声がないことを前提に収容率の上限を100%とします。

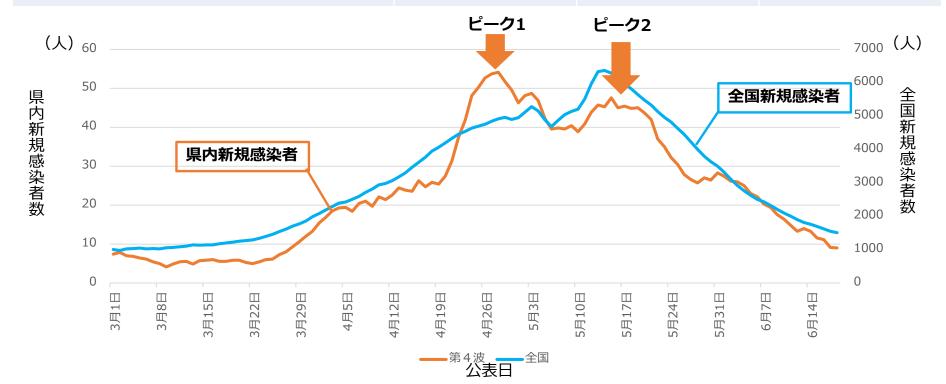
- ・飲食時以外のマスク着用徹底のアナウンスと着用厳守
- ・イベント前後、休憩時など会話が想定される場面での飲食禁止
- ・十分な換気(二酸化炭素濃度 1,000ppm 以下かつ二酸化炭素濃度測定機器等で当該基準を遵守 していることが確認できること、または機械換気設備による換気量が 30 ㎡/時/人以上に設定 されておりかつ当該換気量が実際に確保されていること)
- ・飲食時間の短縮 (長時間の飲食が想定されうる場合は、飲食時間短縮のための措置を講ずるよう 努める)

# 新型コロナウイルス感染症 県内第4波について

~感染者発生傾向と感染防止対策等~

- ◆第3波と比べ、累計感染者数は約700人増加
- ◆第3波と比べ、1日あたり平均感染者数は、約8人増加
- ◆ピークは、4月下旬と5月中旬に2回発生

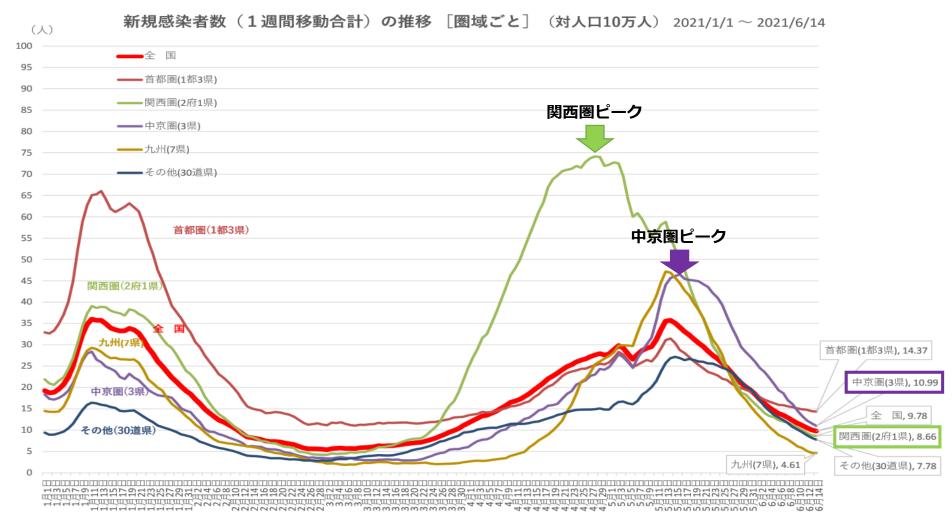
期間	日数	累計感染者数	1日平均
第3波(11/1~2/28)	119日	1,963人	16.5人
第4波(3/1~6/18※)※継続中	109日	2,649人	24.3人



※:第4波の全国の新型コロナウイルス感染者数の推移は厚生労働省HPより引用

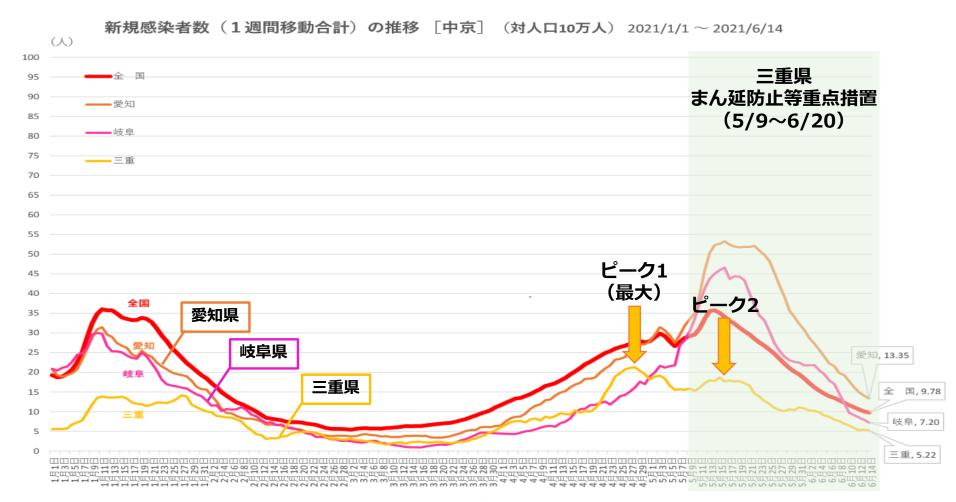
※:7日間移動平均

- **◆関西圏のピークは、4月下旬で全国のほかの地域よりも早く高い**
- ◆中京圏のピークは、5月中旬



※ 人口10万対の人数は、令和元年10月1日現在の都道府県別推計人口(総務省)により算出している

◆ 本県は、愛知県、岐阜県よりも早期に最大ピークが到来し、関西圏の影響を強く受けた可能性がある

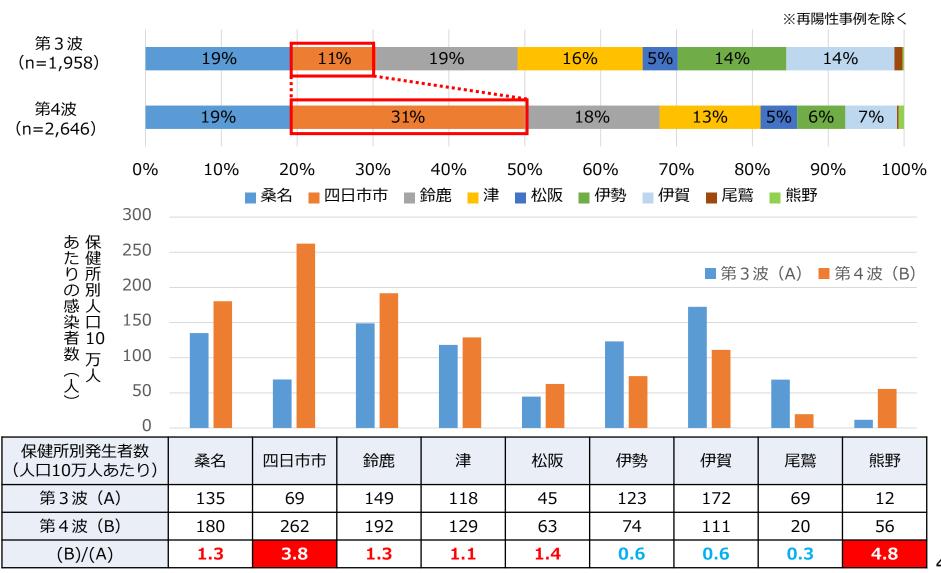


※ 人口10万対の人数は、令和元年10月1日現在の都道府県別推計人口(総務省)により算出している

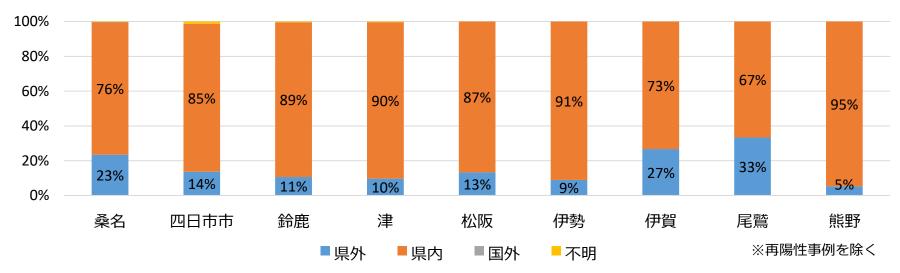
(出典)第39回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード(令和3年6月16日)資料2-2 https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000793785.pdf

## 第4波の傾向(保健所別)

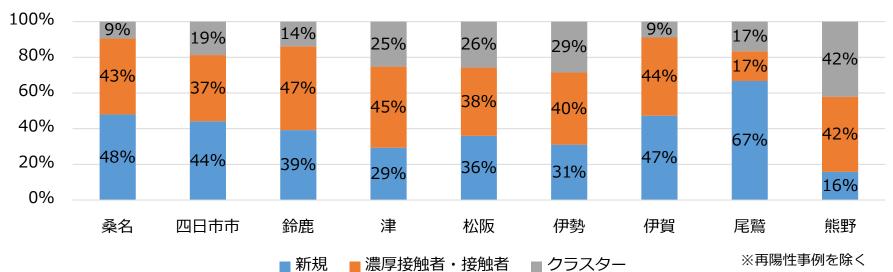
- ◆第4波の感染者数は、北勢圏域が全体の7割を占める(49%→68%)
- ◆特に、四日市市保健所管内における割合が大幅に増加(11%→31%)



### ◆ 県外由来の割合は、桑名、伊賀、尾鷲が高い傾向



### ◆ 新規感染者の割合は、桑名・四日市市・鈴鹿・伊賀・尾鷲が高い傾向



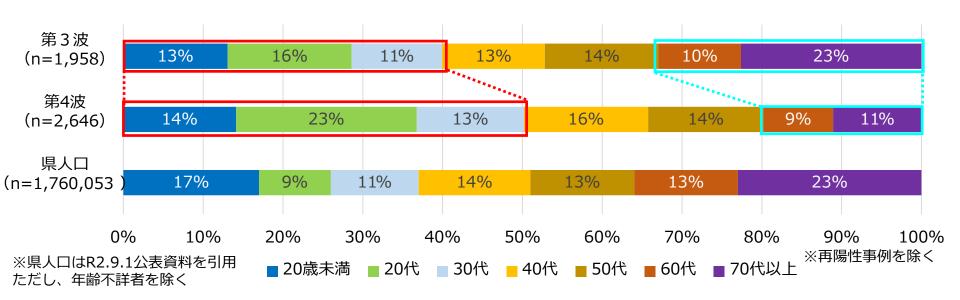
## 第4波の傾向(年代別、発症日ベース) (R3.6.18時点)

年齢別人口10万人あたりで比較すると、20代の感染者数が最も多い 感染者のピークは20代では4月上旬と5月中旬の2回発生 GW中の友人間での 飲食由来の感染 8.0 20代が中心の R2年 R3年 クラスター発生 年齢別人口10万人あたり感染者数(人) 7.0 6.0 第4波で感染者の多かった20代に対 しては、SNSを活用した啓発を行うな 5.0 4.0 3.0 2.0 1.0 1月31日 2月7日 2月14日 2月28日 3月7日 3月28日 4月4日 5月2日 5月9日 5月23日 5月30日 1月17日 1月24日 2月21日 4月25日 6月6日 月29日 月20日 月27日 1月3日 3月14日 3月21日 4月11日 5月16日 4月18日 2月6日 月22日 6月 発症日

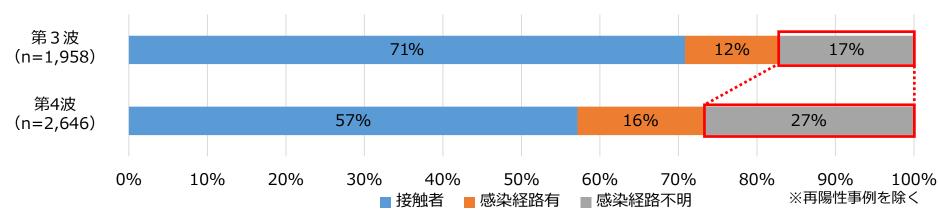
—20代 —30代 —40代 —50代 —60代 —70代以上

※:各年代の発生件数を年代別県人口(R2.9.1発表分)で除した後10万人あたりに換算し、移動平均を算出

### ◆60代以上の割合が減少し、30代以下の割合が増加



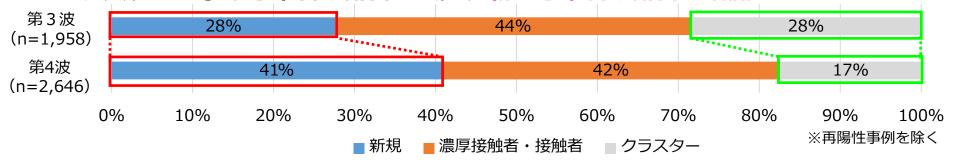
### ◆接触者の割合が減少し、感染経路不明の割合が増加(17%→27%)



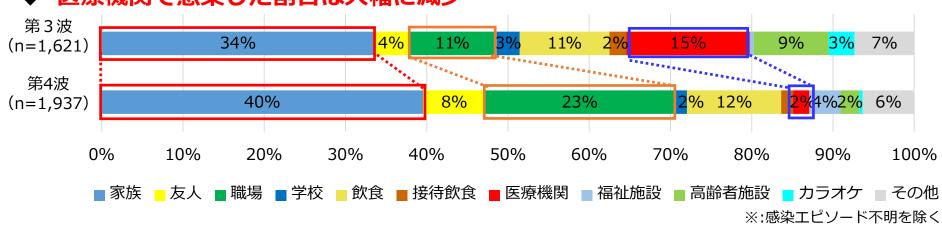
## 第3波との比較(クラスター、経路別等)

(R3.6.18時点)

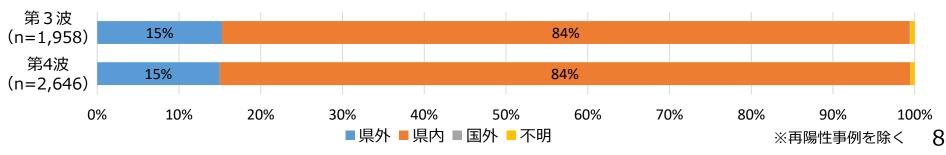
**◆ クラスターによる感染者の割合は減少、新規感染者の割合は増加** 



- **◆ 第3波に比べ家族内や職場内で感染した割合が増加**
- ◆ 医療機関で感染した割合は大幅に減少

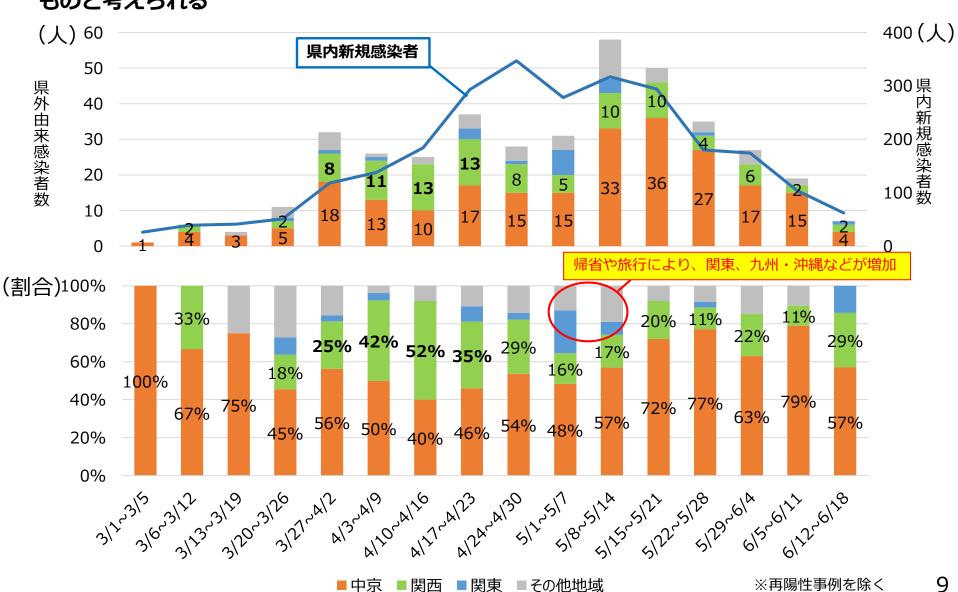


### ◆ 第3波と同様に県内由来の割合が高い



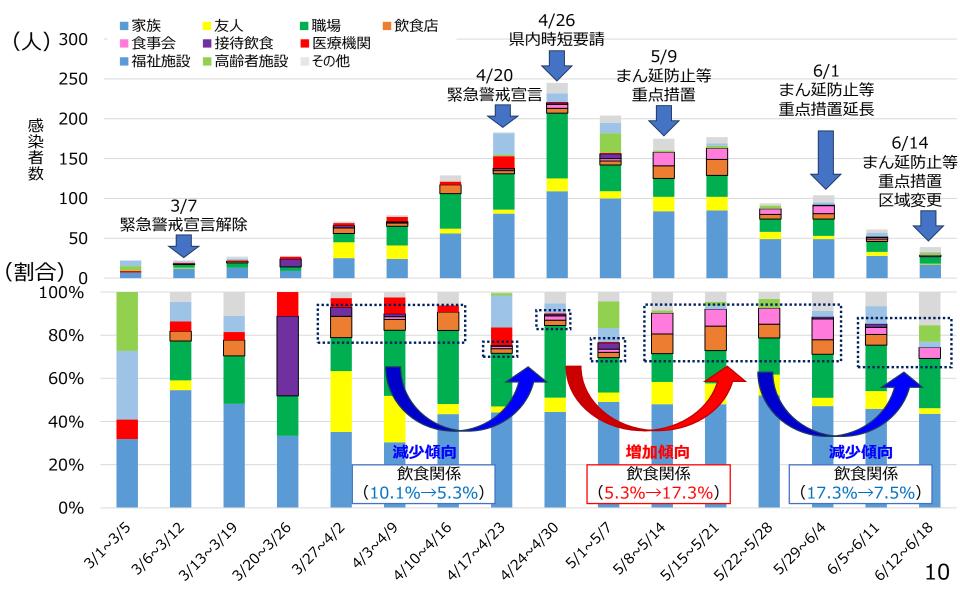
直近16週、県外由来事例のみ

関西圏及び中京圏からの流入の時期が異なるため、4月下旬のピークは関西圏の影響を受けた ものと考えられる



#### 感染防止対策の検証(県内飲食由来対策) <sup>集計期間: R3.3.1~R3.6.18(n=1,659)</sup> <sub>※週別内訳、直近16週、県内事例のみ</sub>

- ◆ 4月上旬は飲食店由来の感染の割合が多いが、4月下旬に減少
- ◆ ゴールデンウィーク後、食事会・飲食店由来の感染が継続して発生



集計期間: R2.4.1~R3.6.18

3件

(4%)

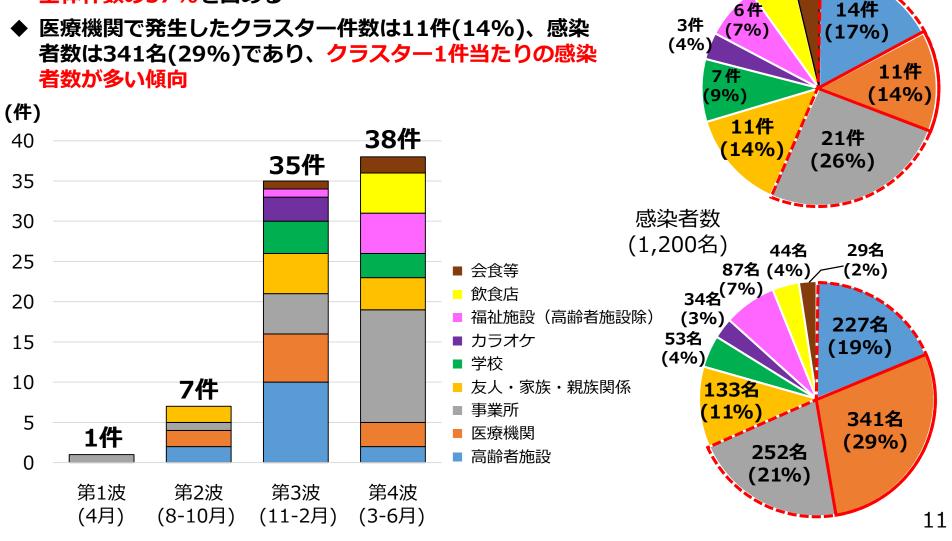
クラスター件数

(81件)

5件

(6%)

- ◆ これまでに81件のクラスターが発生し、クラスターによる 感染者数は1,200名
- ◆ 高齢者施設や医療機関、事業所でのクラスター発生が多く 全体件数の57%を占める



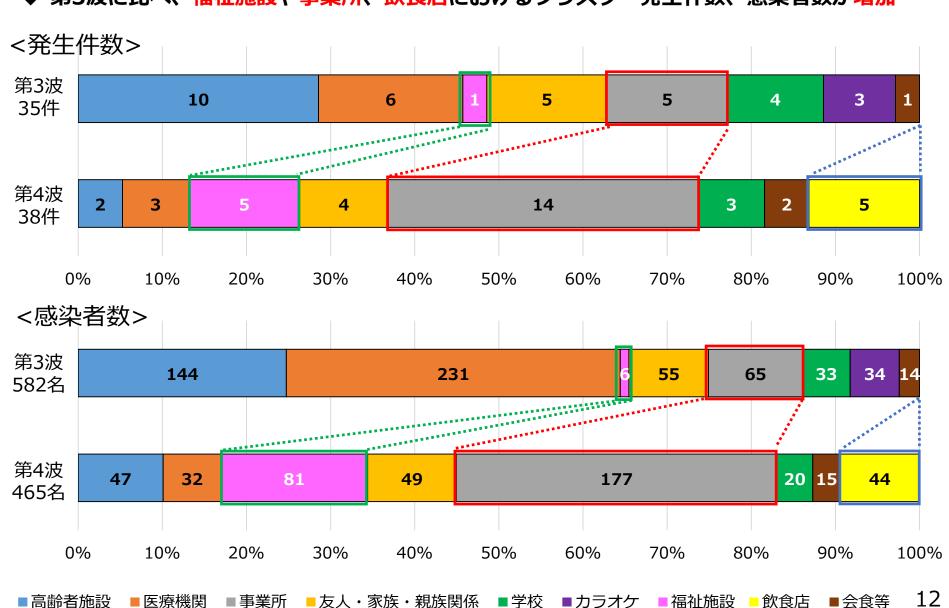
## クラスター分析(第3波との比較)

集計期間

第3波: R2.11.1~R3.2.28

第4波:R3.3.1~R3.6.18

**◆ 第3波に比べ、福祉施設や事業所、飲食店におけるクラスター発生件数、感染者数が増加** 

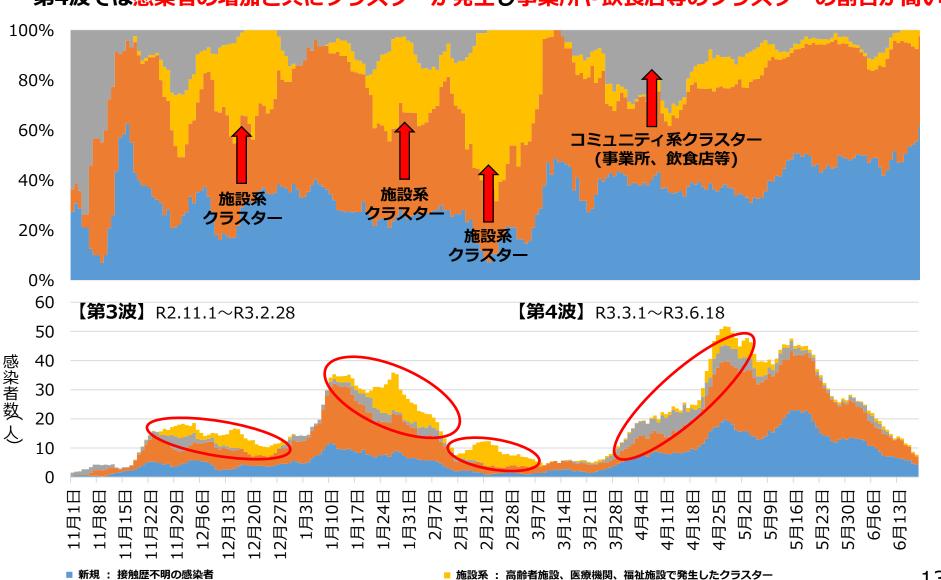


## クラスター発生動向(移動平均※)

集計期間:R2.11.1~R3.6.18

※直近1週間当たりの平均陽性者数

◆ 第3波では感染者の増加後(波の後半)にクラスターが発生していたが、 第4波では感染者の増加と共にクラスターが発生し事業所や飲食店等のクラスターの割合が高い

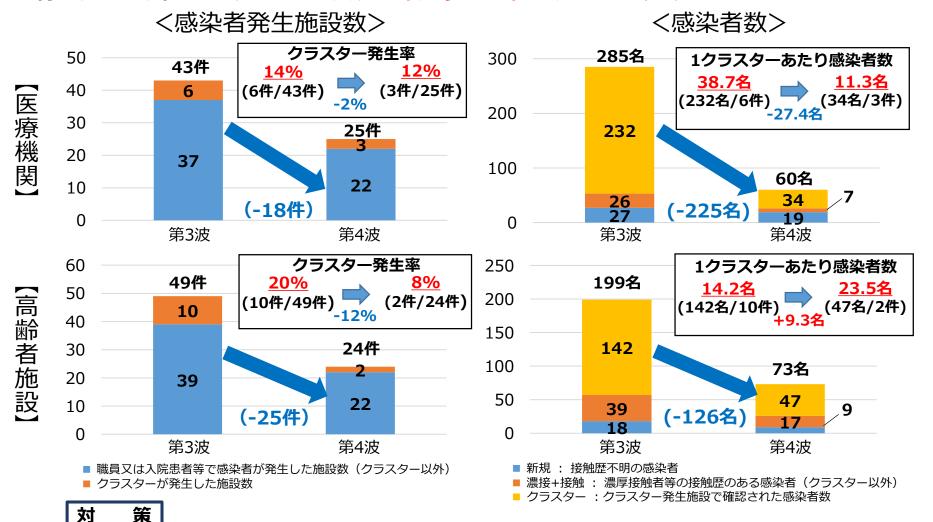


■ 濃接+接触 : 濃厚接触者等の接触歴のある感染者(クラスター以外)

■ コミュニティ系 : 施設系以外のクラスター (事業所、飲食店、友人・家族・親族関係等)

## クラスター分析(医療機関・高齢者施設)

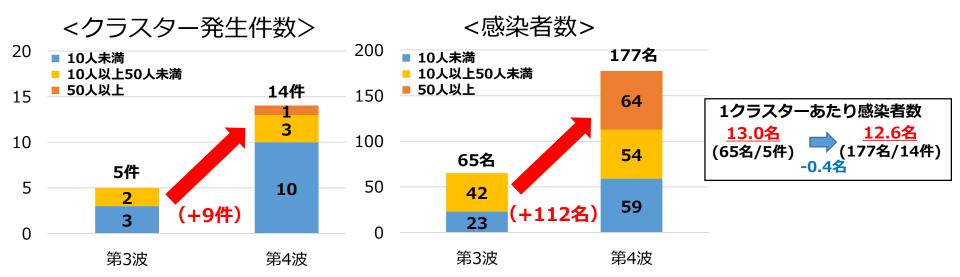
- ◆医療機関、高齢者施設ともに、第3波に比べ、感染者発生施設数、感染者数は減少
- **◆特に、医療機関における1クラスターあたりの感染者数は大きく減少**



- ・医療従事者等へのワクチン接種、検査体制の充実
- ・医療機関及び高齢者施設を対象としたWEB研修会の開催(R2年度:2回、R3年度:2回)

## クラスター分析(事業所①)

- **◆ 第3波に比べ、クラスター発生件数は増加(5件 → 14件)**
- ◆ 大規模クラスター(50人以上)は1件発生し、小規模クラスター(10人未満)は多数発生



#### 感染拡大の主な要因

- ・食堂や休憩室、送迎バスにおいて間隔が狭く密な環境が発生
- ・会社の寮や研修など、長時間接触する機会が発生
- ・マスク着用下ではあるものの、近距離で長時間会話をすることで感染したと考える事例も発生

#### 対 策

- ・知事メッセージ発信(企業内の共有スペースでの感染防止対策について)
- ・厚生労働省クラスター対策班、四日市市保健所と連携したクラスター対応

## クラスター分析(事業所②)

# ◆ 第4波で発生した事業所のクラスターの内半数(7件)は外国人住民が含まれており、感染者に占める外国人住民の割合は高い

外国人住民を含む 事業所クラスター	A企業	B企業	C企業	D企業	E企業	F企業	G企業
感染者に占める 外国人住民の割合	100%	39%	50%	88%	100%	50%	60%

### ◆ 全感染者数に占める外国人住民の割合は、県内人口に占める割合に比べ、約5倍

三重県内の外国人の陽性者の割合	全体 R2.1.30~R3.6.18	第3波 R2.11.8~R3.2.28	第4波 R3.3.1~R3.6.18
A:全感染者に占める外国人住民の割合	14%	12%	16%
B: 県内総人口に占める外国人住民の割合	3%	3%	3%
C: 外国人住民の感染者のリスク比(A/B)	<u>4.7</u>	<u>4.0</u>	<u>5.3</u>

### 対 策

- ・通訳体制(通訳派遣、電話通訳等)を整備
- ・コミュニティキーパーソンを通じ、国籍に応じた注意喚起を実施
- ・感染防止に係る啓発用チラシを作成し、外国人労働者を雇用する事業所等に配布
- ・多文化共生に関わる市民団体と連携した啓発を実施
- ・三重労働局長に対し、外国人労働者を雇用する企業への感染拡大防止の指導強化を依頼
- ・外国人労働者を雇用する企業を対象に抗原定性検査キットの活用を促進

## 新型コロナウイルス感染症(変異株)のまとめ

一般的にウイルスは増殖や感染を繰り返す中で少しずつ変異していくものであり、新型コロナウイルスも約2週間で一箇所程度の速度で変異していると考えられている。

国立感染症研究所は、こうした変異をリスク分析し、その評価に応じて、変異株を「懸念される変異株(VOC)」と「注目すべき変異株(VOI)」に分類※1している。

### 1. 懸念される変異株 (Variant of Concern: VOC)

主に感染性や重篤度が増す・ワクチン効果を弱めるなど性質が変化した可能性のある株

B.1.1.7系統の変異株(アルファ株)※2

B.1.351系統の変異株 (ベータ株)

P.1系統の変異株(ガンマ株)

B.1.617.2系統の変異株(デルタ株)

主な変異: N501Y

R3.2.2より変異株PCR検査開始

主な変異: L452R

R3.6.14より変異株PCR検査開始

### 2. 注目すべき変異株(Variant of Interest: VOI)

主に感染性や重篤度・ワクチン効果などに影響を与える可能性が示唆される株 【主な変異】

• R.1 (E484Kがある変異株) ※海外から移入したとみられるが起源不明

B.1.427/B.1.429系統の変異株(イプシロン株)

P.3系統の変異株(シータ株)

B.1.617.1系統の変異株(カッパ株)

E484K

\_ ... ...

L452R

E484K, N501Y

E484Q, L452R

※1国立感染症研究所では、WHOと同様に、変異株をVOCとVOIに分類している。国内での検出状況等を加味することから、分類は各国によって異なる。※2PANGO系統(pango lineage)は、新型コロナウイルスに関して用いられる国際的な系統分類命名法であり、変異株の呼称として広く用いられている。括弧内の変異株名は、WHOラベルである。

## 新型コロナウイルスの懸念される変異株(VOC)

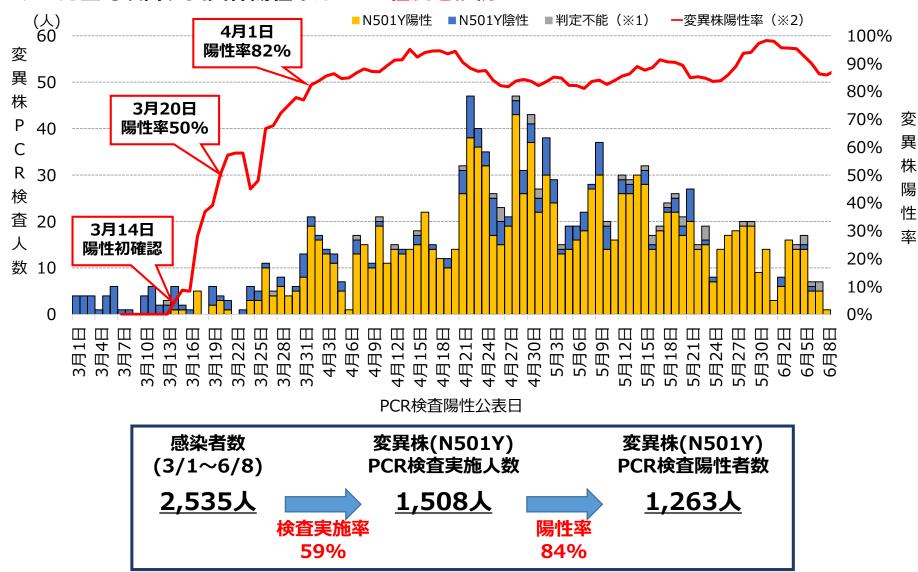
PANGO系統 (WHOラベル)	最初の 検出	主な 変異	感染性 (従来株比)	重篤度 (従来株比)	再感染やワクチン 効果(従来株比)
B.1.1.7系統の変 異株 (アルファ株)	2020年9月 英国	<u>N501Y</u>	1.32倍と推定※ (5~7割程度 高い可能性)	1.4倍(40-64歳 1.66倍)と推定※ (入院・死亡リスクが高い 可能性)	効果に影響がある 証拠なし
B.1.351 系統の変異株 (ベータ株)	2020年5月 南アフリカ	<u>N501Y</u> E484K	5割程度高い 可能性	入院時死亡リスク が高い可能性	効果を弱める 可能性
P.1系統の変異株 (ガンマ株)	2020年11月 ブラジル	<u>N501Y</u> E484K	1.4-2.2倍高い 可能性	入院リスクが高い 可能性	効果を弱める可能性 従来株感染者の再感染 事例の報告あり
B.1.617.2系統 の変異株 (デルタ株)	2020年10月 インド	<u>L452R</u>	高い可能性	入院リスクが高い 可能性	ワクチンと抗体医薬の 効果を弱める可能性

※感染性・重篤度は、国立感染症研究所等による日本国内症例の疫学的分析結果に基づくもの。ただし、重篤度について、本結果のみから変異株の重症度について結論づけることは困難。 ※PANGO系統(PANGO Lineage)は、新型コロナウイルスに関して用いられる国際的な系統分類命名法であり、変異株の呼称として広く用いられている。括弧内の変異株名は、WHOラベルである。

(出典)国立感染症研究所、WHO

## 変異株(N501Y)PCR検査実施状況

### ◆ 4月上旬以降、変異株陽性率は90%程度を継続



※1:検体中に含まれるウイルス量が少ないため、陽性又は陰性のいずれかの結果が得られなかった事例を判定不能としている。

※2: 直近1週間あたりの平均陽性率

# 死亡例の検証 (発症から死亡までの期間が14日間以内の場合) (R3.6.18時点)

◆ 発症から死亡までの期間を14日間以内で比較すると、第4波は第3波に比べ致死率は上昇

第
3
波

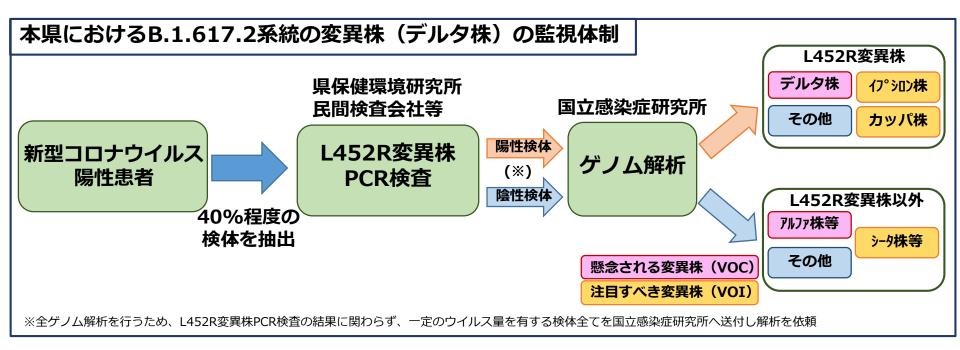
年代	死亡者数	感染者数	致死率
50代	0	280	0.0%
60代	60代 0 205		0.0%
70代	2	175	1.1%
80代	8	187	4.3%
90代	4	79	5.1%
合計	14	926	1.5%

匀	自
	4
沥	支

年代	死亡者数	感染者数	致死率
50代	1	370	0.3%
60代	0	221	0.0%
70代	4	147	2.7%
80代	7	113	6.2%
90代	3	20	15.0%
合計	15	871	1.7%

# 変異株(L452R)PCR検査実施体制

- ・ 5/28、国委託の<u>一部民間検査機関</u>で(デルタ株の主要変異である)L452R変異を検出する PCR検査(L452R変異株PCR検査)を用いたスクリーニングの<u>先行的実施</u>
- 6/4、全ての都道府県に対し、L452R変異株スクリーニングを全陽性者の約4割の実施割合を目指して実施するよう要請する旨の国通知発出
- 6/14、県保健環境研究所において、これまで実施してきたN501Y変異株PCR検査に替えて、L452R変異株PCR検査を開始 → 6/23時点:陽性3名
- 6/17、B.1.617.2系統の変異株(デルタ株)等の監視体制強化に関する国通知発出

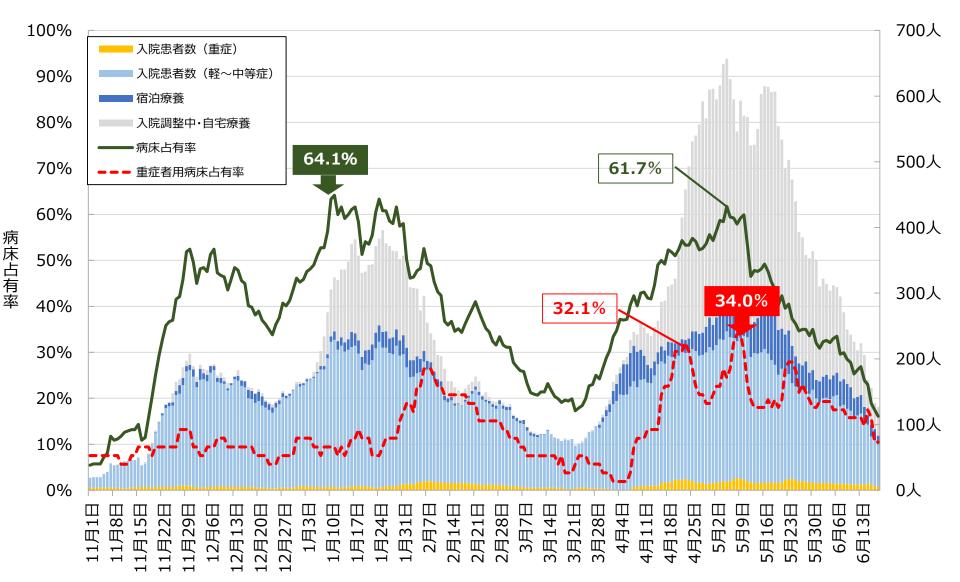




デルタ株をはじめとする変異株の監視体制を強化するため、県保健環境研究所や民間検査会社に加え、大学や医療機関との連携を検討していく

# 入院等の状況(R3.6.18時点)

## ◆ 4月中旬から療養者数が急増し、病床占有率と重症者用病床占有率が高い水準で推移



# 患者の急増をふまえた療養体制に係る対応

## 1. 受入病床の確保 ⇒ コロナ患者の医療提供体制を整備

4月上旬から中旬にかけて各医療機関と個別に協議を行い、新たな即応病床及び緊急時における追加的な 病床確保を依頼。

(成果) 7月1日から<u>436床</u>を確保。

患者が急増する緊急時には追加的に56床を確保し、492床の体制とする。

- 2. 宿泊療養体制を強化 ⇒ 軽症者・無症状患者の療養先を整備
  - ・**対象年齢を65歳未満まで引き上げるなど入所基準を見直し。**既存の宿泊療養施設を145室まで増強するとともに、6月15日から四日市市で新たに宿泊療養施設95室を加え、**最大240室を確保**

(成果) 40歳以上65歳未満の患者も含めて宿泊療養施設を活用いただくことが可能となり、病床のひっ迫の防止など医療提供体制の負荷軽減につなげた

## 3. 入院等調整中患者・自宅療養者のフォローアップの徹底 ⇒ 症状の変化等を早期に発見

- ・パルスオキシメーターの配布(現在1,000個以上確保)、必要に応じて食事及び衛生用品の配送とともに、医師・看護師等の専門的な助言を受けることができる相談窓口を設け、自宅待機者の体調やメンタル面を切れ目なくサポートできる体制を整備
- (成果) これまでにパルスオキシメーターを延べ743個配布(4/1~6/22)し、健康観察を徹底することで、

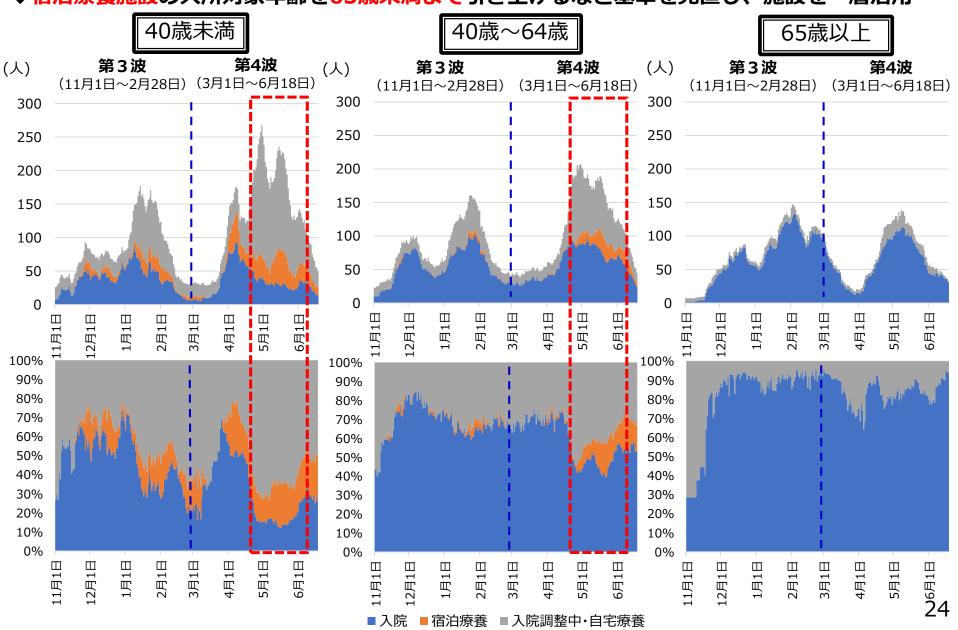
## 症状が悪化した際は確実に入院につなげた

- 4. 入院調整対象者の精査等 ⇒ 変異株の影響を踏まえた医療提供体制の確保
  - ・重症患者の急増による医療提供体制の負荷増大を見据えて、<u>重症患者、中等症患者、重症化リスクの高い</u> 患者を中心に入院調整
  - (成果)入院調整できる病床を一定数保つことで、重症患者、酸素投与が必要となる中等症患者など、 医療提供が必要となる患者の確実な入院につなげた
- 5. 後方支援体制の確保 ⇒ コロナ患者受入医療機関の負荷軽減と病床の効率的な運用を促進
  - ・関係団体等と連携して後方支援体制を整備

(成果)後方支援病院は34病院、介護老人保健施設は42施設において、回復患者の受入れが可能となった

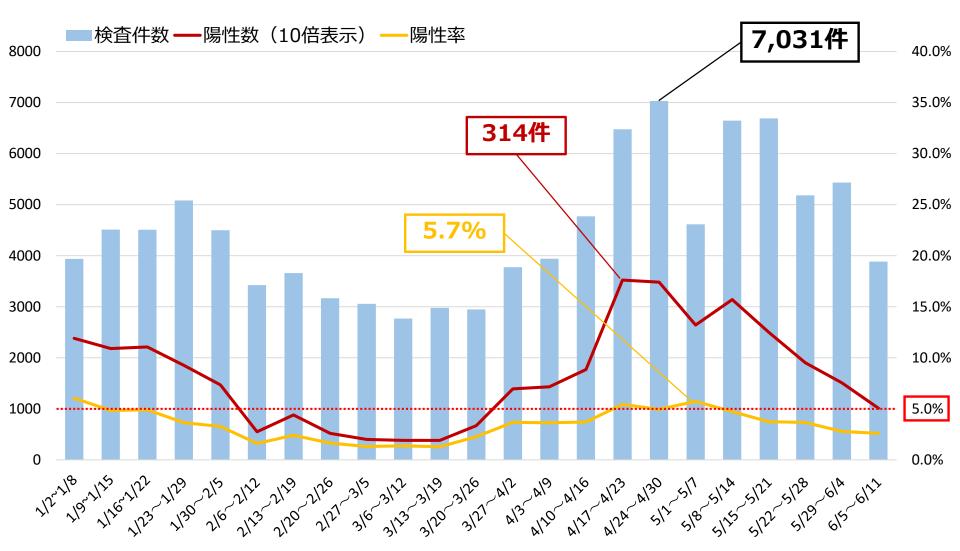
# 年代別・療養状況(R3.6.18時点)

◆宿泊療養施設の入所対象年齢を65歳未満まで引き上げるなど基準を見直し、施設を一層活用



# PCR等検査件数・陽性率

- **◆ 感染者が急増した4月中旬以降も積極的に検査を実施(最大:7,031件/週)**
- **◆ 陽性率は5%前後を推移し、第4波においても十分な検査体制を保持**



# 社会的検査の実施

◆重症化リスクが高い高齢者施設等における感染者の早期発見、感染拡大の未然防止 のため、施設従事者を対象に社会的検査(PCR検査)を実施

対象・期

間

> 地域 : 8市5町(桑名・鈴鹿・津・伊賀及び四日市市保健所管内)

> 対象者:入所型高齢者施設及び障がい者施設の従事者

▶ 検査実施期間 : 令和3年5月20日~7月31日

実施状況 6

月

23

目

時

点

# 528施設(21,369人)

申込状況

対象758施設

5 2 6 施設

検査実施状況

(延べ54,418人)

陽性者

(0.009%)

5施設5人

申込率

# 約7割

全国平均は約4割

## 週1回の頻度で実施

まん延防止措置解除後は

2週に1回の頻度

早期発見により

クラスター発生せず!

## 抗原定性検査キットの活用

▶ 対象事業所:外国人労働者を雇用する県内事業所610ヵ所

(5月12日付で三重労働局が感染症拡大防止対策の呼びかけとアンケートを実施した事業所)

> **検査手法:抗原定性検査(鼻腔ぬぐい液** ※自己採取可能)

▶ 申込期間:令和3年5月28日~6月30日

(申し込みのあった事業所に対して順次送付)

265社に送付 R3.6.23現在

▶ 検査対象:職場における日々の健康管理の中で

体調に変化を感じた従事者、不安がある従事者

対象施設:医療機関(病院、有床診療所及び診療・検査医療機関)

高齢者施設等(高齢者施設、障がい者施設)

※医師が常駐している施設(介護老人保健施設、介護医療院)

※配置医師又は連携医療機関と連携する体制があり、 医療従事者か厚生労働省指定の研修を受講した職員がいる施設

> 検査手法:抗原定性検査(鼻咽頭または鼻腔ぬぐい液)

▶ 申込期限:令和3年6月17日(木)

※6月25日(金)まで期限延長

7 1 0 機関が申込 R3.6.23現在

▶ 検査対象:症状が現れた場合など、医師が必要と判断した従事者

(医療機関・高齢者施設等の長が施設運営上の見地から必要と認める場合)

※無症状者に対しては、確定診断としての使用は推奨されない

もののスクリーニングに使用可能

国実施事業

県

独

自

事

業

# 第4波の感染状況(県・政府モニタリング指標) <sup>急増</sup> ステージⅢ ステージⅣ ステージ ■ ステージⅣ ステージ ■ ステージ ■

判断日	適用内容	確保病床 占有率	重症者用病床 占有率	療養者数 ※人口10万人あ たりの全療養者数	検査陽性率	利の行政	直近一週間と 先週一週の 比較	感染経路 不明割合
3/4	3/7 三重県緊急警戒宣言終了 3/8 三重県指針Ver.9	27.8%	11.3%	6.49人	<b>1.7%</b> (2/20~2/26)	2.71人	0.79倍	<b>9.1%</b> (2/20~2/26)

10.89人

12.81人

13.83人

14.45人

10.44人

8.52人

5.02人

1.9%

22.6%

26.4%

32.1%

21.3%

15.8%

10.5%

37.2%

52.3%

54.8%

59.2%

35.0%

27.8%

17.5%

4/4

4/18

4/25

5/7

5/28

6/10

6/17

4/5 三重県指針Ver.10

4/20 三重県緊急警戒宣言

<三重県独自宣言>

4/26 三重県緊急警戒宣言改定

〈県内全域時短要請〉

5/9 三重県まん延防止等重点措置

6/1 三重県まん延防止等重点措置

6/14 三重県まん延防止等重点措置

6/20 三重県まん延防止等重点措置

6/21 三重県リバウンド阻止重点期間

<重点区域四日市市のみ>

区域 変更

延長

終了

<重点区域12市町、酒類提供不可>

2.4%

 $(3/20\sim3/26)$ 

3.8%

 $(4/3\sim4/9)$ 

3.8%

 $(4/10\sim4/16)$ 

5.6%

(4/24~4/30)

3.7%

 $(5/15\sim5/21)$ 

3.7%

 $(5/22\sim5/28)$ 

2.8%

 $(5/29\sim6/4)$ 

7.62人

10.22人

19.87人

15.75人

10.16人

6.49人

3.61人

2.08倍

1.21倍

1.94倍

0.80倍

0.61倍

0.63倍

0.56倍

33.3%

 $(3/20\sim3/26)$ 

24.3%

 $(4/11\sim4/17)$ 

23.7%

 $(4/18\sim4/24)$ 

18.8%

 $(4/30\sim 5/6)$ 

36.0%

 $(5/21\sim5/27)$ 

26.8%

 $(6/3\sim6/9)$ 

36.4%

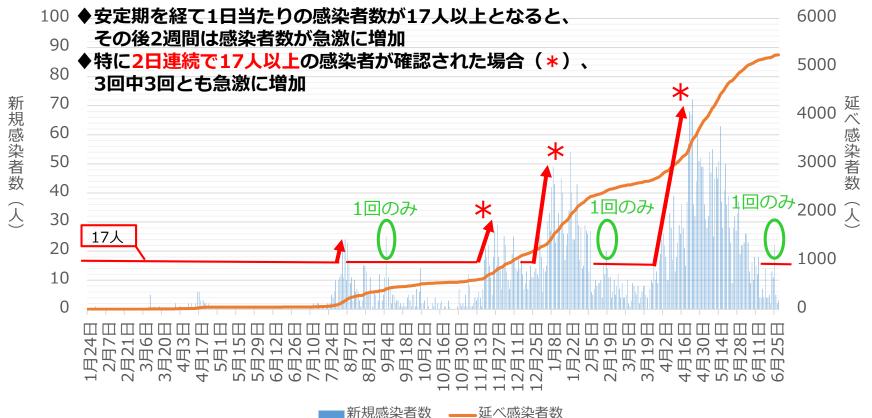
(6/10~6/16)

# 三重県リバウンド阻止重点期間におけるアラート指標

## 三重県リバウンドアラート指標



飲食店、カラオケの利用に伴うクラスターが2件以上発生



# 第4波をふまえた今後の医療提供体制等について

アルファ株よりさらに感染力が強いとされるデルタ株による感染拡大が懸念され、クラスターの発生も含め、短期間に多数の感染者が発生する可能性も考えられることから、以下のとおり対応していく。

## 今後の医療提供体制等について

#### 〈療養体制〉

変異株の影響により患者が急激に増加し、医療提供体制への負荷が急激に増大する可能性がある。

⇒引き続き、**入院医療、宿泊療養、自宅療養を併用**することで、医療機関の負荷を軽減するとともに、後方支援体制を確保することで病床の効率的な活用を促進し、患者の急増時に必要な方が確実に入院できる体制とする。

## 〈検査体制〉

⇒デルタ株を含む新たな変異株スクリーニング検査を実施するとともに、感染者の早期発見、感染拡大防止のため、社会的検査を8月以降も引き続き実施するとともに、抗原定性検査キットの積極的な活用を図る。

## 〈ワクチン接種体制〉

⇒高齢者を対象とした住民接種について、7月末までの完了をめざし、市町の要望をふまえた医療従事者の派遣を行うとともに、集団接種会場における接種を実施する。また、職域接種については、今後の国の動向を注視しつつ、引き続き、事業所等からの相談に対してきめ細かな対応を実施する。

## 第5波に備えたモニタリング体制について

○県・政府指標

〇中京圏及び関西圏の感染状況

〇デルタ株を含む変異株の状況 について、モニタリングを実施 加えて、

三重県リバウンド阻止重点期間(R3.6.21~6.30)後においても、「新規感染者数が 2日連続17人以上」を指標としたモニタリングを実施



## 【入院医療】

高齢者、重症患者、中 等症、重症化リスクの 高い患者を中心に調整

#### 【宿泊療養】

65歳未満の無症状・ 軽症患者

#### 【自宅療養】

適切な療養環境を確保 するため、個別の状況 に応じて自宅療養も可

感染拡大の傾向を早期に捉 え、迅速な対策を実施する。

# 感染防止対策の検証(県外由来、飲食由来、事業所における対策)

	日外中本   一次   一次   一次   一次   一次   一次   一次   一									
感染拡大の傾向		県外由来	飲食由来	事業所						
		関西圏・中京圏の変異株による影響と考 えられる感染の増加	感染拡大前に飲食由来の感染が増加、クラスターの発生	第3波に比べクラスター発生件数が増加(5件⇒14件)						
協力要請	協力要請と感染状況の変化									
		・3月下旬以降、県外由来の新規感染者数が 増加	・3月下旬~4月上旬 飲食由来の感染者増加、クラスター発生を受け、飲食の場面における感染対策について呼びかけ実施	感染状況を捉え、勤務時間終了後の行動や事業所内の居場所 の切り替わりの場面等の感染対策の徹底について随時呼びかけ						
4/5	三重県指針ver.10 (4/5~4/30) (延長5/1~5/9)	・緊急事態宣言が発出されている都道府県等 への移動自粛要請(生活の維持に必要な場合 を除く)(特措法24条9項)		・従業員の健康管理、時差出勤、在宅勤務やオンライン会議等 の活用による接触機会の低減について要請						
4/19	三重県緊急警戒宣言 (4/20~4/25)	・県境を越える移動の自粛要請(生活の維持に必要な場合を除く)(特措法24条9項)	・飲食店における感染拡大予防ガイドライン遵守、「アクリル 板設置や間隔確保」「手指消毒」「マスク着用呼びかけ」「換 気徹底」などの対策徹底の協力要請(特措法24条9項)	・感染防止対策等の外国人の方への丁寧な周知について、外国 人生徒のいる教育機関や外国人を雇用する事業者に対し依頼 (特措法24条9項)						
		4/3~4/9の週から、関西圏に由来の感染 割合が増加、4/24に県内の新規感染者数 は最初のピーク(72人)となる	9,149店舗を見回り、協力率99.0%	・感染が拡大している地域との出張などによる往来は必要性を 検討し、オンライン会議の活用を依頼						
4/26	三重県緊急警戒宣言 (改定) (4/26~5/8)	は取例のピーグ(72人)となる	・県内全域の飲食店に対し、20時までの営業時間短縮要請(特 措法24条9項) ・路上や公園での大人数・長時間となる飲食やバーベキューを 避けるよう要請	・感染者の増加に伴い、地域や業務の特性もふまえ可能な限り 出勤者の5割以上削減の取組要請						
5/6			海岸、河川敷等へ注意喚起の看板設置及び呼びかけ、路上や 公園等での感染リスクが高い行動への警察官による声かけ	・事業所におけるクラスターや感染者増を受け、事例をふまえ た感染対策のポイントについて呼びかけ						
5/7、 5/10	三重県まん延防止等重 点措置(5/9~5/31) (延長6/1~6/20) 三重県指針ver.11 (5/10~5/31) (延長6/1~6/30)	・県境を越える移動の自粛要請(生活の維持に必要な場合を除く)(特措法24条9項) 5/8~5/14の週から、中京圏由来の感染者数が増加し、県外由来の総数も急増、 5/15に県内の新規感染者数は第2のピー	・12市町を重点措置区域に指定し、区域内の飲食店等に20時までの営業時間短縮、酒類提供自粛、カラオケ設備利用の自粛を要請(特措法31条の6第2項) ※6/14から重点措置区域は四日市市のみ・重点措置区域外の飲食店等に、20時までの営業時間短縮、カラオケ設備利用の自粛を要請(特措法24条9項)	・地域や業務の特性もふまえ出勤者の7割削減の取組要請 ・業種別感染拡大予防ガイドラインの遵守を要請(特措法24条 9項)						
5/27		ク(63人)となる	・5月27日から重点措置区域内の営業時間短縮要請遵守について、特措法72条1項に基づく「現地確認」を複数回実施	6/25現在、63件申請受付、 延べ134,030人が接種予定						
6/10				・「職域接種プロジェクト」を設置、相談窓口開設						
6/18	三重県リバウンド阻止 重点期間 (6/21~6/30)	・県境を越える移動の自粛要請(生活の維持 に必要な場合を除く)(特措法24条9項)	・四日市市内の飲食店に対し21時までの営業時間短縮要請(特 措法24条9項) ・三重県リバウンドアラート設定	・地域や業務の特性もふまえ出勤者の5割削減の取組要請 ・休憩、食事、送迎バスなど勤務時間外も含め、従業員への感 染防止対策の周知徹底を要請(特措法24条9項)						
対策の成果・課題		・4月中旬以降、関西圏の変異株による影響と考えられる感染者の増加傾向が見られたため、速やかに三重県緊急警戒宣言により県外移動の自粛を要請、その後も緊急警戒宣言を改定して時短要請等の対策を実施し、関西圏や東海三県で連携して感染拡大防止に取り組んだことで、5月以降の感染者数の増加は一定程度抑制できた。 ・年度替わりやゴールデンウィークに帰省等による人の移動や集まりが生じたことから、今後の対策にあたっても、近隣府県の感染状況や新たな変異株等の影響にも注視し、県民への呼びかけや人流抑制の対策など、早めの対策を講じる必要がある。	・飲食店に対する営業時間短縮要請、見回りなどの取組のほか、 飲食店以外も含めたカラオケ設備の利用自粛など、適時適切な 対策を追加したことで、県民の行動や事業者の感染防止対策に 効果を及ぼし、飲食店由来の感染拡大を抑えることができた。 ・1か月以上に及ぶ営業時間短縮要請は、事業活動への影響が 大きいとともに、長期化による人流の下げ止まりも見られる。 ・今後は「みえ安心おもてなし施設認証制度『あんしん みえリ ア』」の活用推進により、認証店舗を増やし、安心して飲食で きる店舗を利用しようという県民の行動変容を起こし、飲食店 事業への影響を軽減していく必要がある。 ・年度替わりやゴールデンウィークなどで人の移動や集まりな どが生じ、飲食の場面を通じて感染拡大したケースがあったこ とから、早期に様々な場所、場面での感染対策の呼びかけ・啓 発が必要である。	・感染が拡大した事業所では、食堂や休憩室、送迎バス等で密になる環境が発生していたことから、感染事例を踏まえた対策について呼びかけを行い、関係機関を通じて周知を行った。引き続き、テレワークなどの活用や感染リスクを避ける職場内での感染防止対策の強化を呼びかけていく必要がある。 ・感染対策の情報が伝わりにくい外国人労働者に向けては、外国人労働者を雇用する事業所への多言語での啓発チラシを配布し周知依頼するとともに、感染者の早期発見につなげるため、希望する事業所に抗原定性検査キットの配布を行った。また、三重労働局へ外国人労働者を雇用する事業所への感染防止対策の指導強化の依頼を行った。 ・今後、事業所で感染者が発生した場合に備え、事業所内での従業員への対応や事業継続に向けたBCP等の作成について検討するよう、働きかけていく必要がある。						

# 感染防止対策の検証(事業者支援その1)

	協力金	(6/25現在)	支 援 金 (6/28現在)			
	飲食店時短要請 協力金(第 I ~ 3 期)	集客施設時短要請 協力金 (第 I ~2期)	飲食店取引事業者等 支援金	酒類販売事業者等 支援金	三重県観光事業者 支援金	
対象	飲食店、結婚式場	问未 <b>加</b>	飲食店取引事業者、タクシー、運転代行、協力金対象外のカラオケ等	酒類製造業者、酒類 卸売業者、酒類小売 業者		
一人	時短要請等への全面 協力	時短要請への全面 協力	影響緩和	影響緩和	影響緩和	
申請要件	期:4/26-5/     2期:5/9-5/3    3期:6/ -6/20   (四日市市6/30まで)	期:5/9-5/3   2期:6/ -6/ 3  (四日市市以外の重点  措置区域  市町)  (四日市市6/20まで)	売上減少30%以上	売上減少30%以上 50%未満	売上減少30%以上	
受付 期間	I期:5/I2-6/I8 2期:6/I-7/2 3期:6/2I-8/6			4,5月分:6/8-7/30 6月分:7/I-8/3I予定	6/21-8/31	
申請数	I期:5,616件 2期:4,787件 3期:1,210件	I 期:36件 2期:3件	67件	32件	20件	
対策の成果・課題						

## 対策の成果・課題

- ・営業時間短縮要請と合わせて、飲食店時短要請協力金、集客施設時短要請協力金を用意することで、**多くの事業者に協力して** いただくことができた。
- ・まん延防止等重点措置等にともない、経営状況が厳しくなっている事業者に対して、国の月次支援金と合わせ、県の支援金を 支給することで、その**影響を一定緩和**することができた。
- ・要請の長期化により、協力していただいた事業者及びその取引事業者等の経営状況が深刻化していることから、申請のあった協力金、支援金の支払いを早急に行うことが必要である。

# 感染防止対策の検証(事業者支援その2)

		補助金	その他	(6/28現在)		
略称	字 库 1年 id  F •	感染防止対策強 化推進補助金	感染拡大阻止 PCR補助金	県内宿泊事業者 感染防止対策等 支援補助金	みえ安心おもてな し施設認証制度 (あんしんみえリア)	感染防止対策ア ドバイザー派遣
対象	中小企業・小規 模企業 等	中小企業・小規 模企業、社会福 祉法人 等		宿泊事業者 (民泊等除く)	飲食店等 ※観光事業者版は 準備中	中小企業・小規 模企業、社会福 祉法人 等
内容	生産性向上・ 業態転換支援	感染防止対策	感染防止対策	宿泊施設の感染 防止対策等	安心な飲食環境 づくり	感染防止対策、 デジタル活用 等
		感染防止対策等 に要した経費等	従業員等に対す るPCR検査実施 経費 ※感染が発生した事 業所における	感染防止対策等 に要した経費等	業態により 45〜55のチェッ ク項目	l 事業者2回まで 無償派遣
受付 期間	5/31-7/7	5/31-6/25	6/21-3/18	7月中旬開始予定	5/11-	5/31-11/30
申請数	46件	2,438件 (6/25受付終了)	0件	未受付	506件	7件

## 対策の成果・課題

- ・感染防止対策に資する補助金等により、**事業者の感染防止対策強化の促進**を図った。
- ・感染防止対策に取り組む飲食店等を県が認証する制度「あんしん みえリア」の運用を始め、**県民等が安心して飲食をできる** 環境づくりを進めた。
- ・今後は、認証店舗数の拡大及び認証店舗の感染防止対策の維持に取り組むとともに、県民等による認証店舗の利用につながるような気運の醸成を図っていく必要がある。 33

# 第4波における対策の効果、今後の方向性

- 4/5 三重県指針ver.10 4/24新規感染者数過去最多(72人) 三重県緊急警戒宣言 4/20 4/25第1回三重県まん延防止等重点措置対策検討会議 三重県緊急警戒宣言改定(飲食店への営業時間短縮要請など) 4/26 5/9 まん延防止等重点措置適用 5/5病床占有率第4波最大(61.7%) 第2回三重県まん延防止等重点措置対策検討会議 5/27 まん延防止等重点措置延長(~6/20) 6/1 重点措置区域変更 6/14 6/16 全ての指標がステージ Ⅱ 相当以下
- ○三重県緊急警戒宣言、まん延防止等重点措置の適用など感染状況に応じた対策を講じた結果、5月以降、近隣県に比べ感染者数を抑制できており、効果があったと考えられる。

三重県リバウンド阻止重点期間

6/21

- 引き続き、対策検討会議等の有識者の意見やモニタリング指標等を活用し、早期に感染拡大の傾向をとらえ、適切な対策を行う必要がある。
- ○今後は、アルファ株よりさらに感染力が強いとされるデルタ株による感染拡大が懸念され、第4波以上に 短期間に多数の感染者が発生する可能性も考えられる。
  - ワクチンの接種が進んでいるが、全ての希望する人が接種を受けるまでには時間を要することから、基本的な感染防止対策の徹底を改めて呼びかけるとともに、変異株の特徴を捉えて迅速に対応する必要がある。
- ○三重県緊急警戒宣言、まん延防止等重点措置の適用後は、飲食店等への営業時間の短縮の要請などにより、 夜間の人流を一定抑制することができたが、要請が長期にわたることにより、下げ止まりがみられた。 また、昼間の人流について、外出自粛要請や事業者に対する出勤者削減の要請などによる効果はみられた ものの、大きく減少するまでにはいたらなかった。

